

厚生文教委員会報告書

令和2年9月15日

備前市議会議長 守 井 秀 龍 殿

委員長 中 西 裕 康

令和2年9月15日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

| 案 件 | 審査結果 | 少数意見 |
|---|------|------|
| 議案第65号 令和2年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) | 原案可決 | なし |
| 議案第67号 令和2年度備前市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) | 原案可決 | なし |
| 議案第68号 令和2年度備前市介護保険事業特別会計補正予算(第2号) | 原案可決 | なし |
| 議案第70号 令和2年度備前市病院事業会計補正予算(第1号) | 原案可決 | なし |
| 議案第72号 備前市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | なし |
| 議案第74号 備前市手話言語条例の制定について | 原案可決 | なし |
| 議案第76号 令和元年度備前市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 認定 | なし |
| 議案第81号 令和元年度備前市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 認定 | なし |
| 議案第82号 令和元年度備前市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 認定 | なし |
| 議案第89号 令和元年度備前市病院事業会計決算の認定について | 認定 | なし |

<所管事務調査>

- 備前市災害廃棄物処理基本計画について
- 東備港で発生した赤潮について
- 市営バス駐車場の整備事業について
- 市営バス運行管理マニュアルについて
- 市営バス運転手の接遇について
- レディース健診について

<報告事項>

- 備前市内で新型コロナウイルス感染症患者が発生したことについて（保健福祉部）
- 議会の議決に付すべき契約案件の遺漏対策について（市民協働課）
- 市営バス駐車場等の整備について（市民協働課）
- 市営バス頭島線の延伸及びダイヤ改正について（市民協働課）
- 日本ゴア周辺地下水の水質調査について（環境課）
- Bポイント事業について（保健課）
- 平成30年度特定健診受診率について（保健課）
- のら猫不妊去勢手術事業クラウドファンディングについて（保健課）
- 旧ヘルスパ日生の活用に係るサウンディング型市場調査について（保健課）
- インフルエンザ予防接種助成について（保健課）
- 第三の居場所について（子育て支援課）
- 民生委員推薦会委員報酬の未払いについて（地域福祉連携課）
- グリーンスローモビリティによる公共交通空白地有償運送について（地域福祉連携課）

《 委員会記録目次 》

| | |
|------------|----|
| 招集日時・出席委員等 | 1 |
| 開会 | 2 |
| 議案第65号の審査 | 2 |
| 議案第67号の審査 | 3 |
| 議案第68号の審査 | 4 |
| 議案第70号の審査 | 4 |
| 議案第72号の審査 | 9 |
| 議案第74号の審査 | 9 |
| 議案第76号の審査 | 13 |
| 議案第81号の審査 | 17 |
| 議案第82号の審査 | 19 |
| 議案第89号の審査 | 23 |
| 報告事項 | 32 |
| 所管事務調査 | 38 |
| 閉会 | 45 |

厚生文教委員会記録

| | | | | |
|-------|----------------------|----------------|----------------------|-------|
| 招集日時 | 令和2年9月15日（火） | 午前9時30分 | | |
| 開議・閉議 | 午前9時30分 | 開会 ～ | 午後3時05分 | 閉会 |
| 場所・形態 | 委員会室 | 会期中（第7回定例会）の開催 | | |
| 出席委員 | 委員長 | 中西裕康 | 副委員長 | 西上徳一 |
| | 委員 | 立川 茂 | | 星野和也 |
| | | 森本洋子 | | 青山孝樹 |
| | | 藪内 靖 | | |
| 欠席委員 | | なし | | |
| 遅参委員 | | なし | | |
| 早退委員 | | なし | | |
| 列席者等 | 議長 | 守井秀龍 | | |
| 傍聴者 | 議員 | 掛谷 繁 | 石原和人 | |
| | 報道関係 | なし | | |
| | 一般傍聴 | なし | | |
| 説明員 | 市民生活部長 | 藤田政宣 | 市民課 | 杉田和也 |
| | 市民協働課長 | 藤森仁美 | 環境課長 | 久保山仁也 |
| | 保健福祉部長 兼 福祉事務所長 | 眞野なぎさ | 保健課長 | 森 優 |
| | 介護福祉課長 | 今脇典子 | 社会福祉課長 | 行正英仁 |
| | 子育て支援課長 | 中野智子 | 地域福祉連携課長 | 江見清人 |
| | 日生総合支所長 | 坂本基道 | 吉永総合支所長 | 野道徹也 |
| | 病院総括事務長 兼 日生病院事務長 | 濱山一泰 | 備前病院事務長 兼 さつき苑事務長 | 石原史章 |
| | 吉永病院事務長 | 尾崎嘉代 | | |
| 審査記録 | 次のとおり | | | |

午前9時30分 開会

○中西委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

本日は、市民生活部、保健福祉部、市立病院ほか関係の議案審査、所管事務調査を行います。

それでは、審査に入る前に新型コロナウイルスについて保健福祉部より御報告をお願いいたします。

○眞野保健福祉部長 委員会の冒頭に当たりまして、1件御報告させていただきます。

既に報道等で御存じかと思いますが、昨日岡山県が備前市内で新型コロナウイルス感染症患者が発生したことを発表いたしました。お手元の発表資料のとおり、大阪府居住の20代男性で、11日に備前市を訪れ友人宅で宿泊。12日に発熱したため医療機関を受診し、PCR検査を実施。13日に陽性と判明し、県内の医療機関に入院したものでございます。友人宅で一緒に過ごした7名が、濃厚接触者とされています。

この資料以上の情報は現在のところございません。

このことを受け、市ではホームページ上で不確かな情報やうわさに惑わされることなく冷静な判断と行動に努め、人権を侵害するような発言、行動は厳に慎んでいただくよう、またより一層新しい生活様式、3密を避けるなど、感染予防対策に努めていただきたい旨、市長からのメッセージを発信いたしました。

○中西委員長 本件について質疑がある方は、後の所管事務調査にてお願いしたいと思います。

次に、本日の委員会では病院事業の補正予算・決算審査がございますが、一般会計との間で行われる繰り出し、繰入れの関係については病院事業会計の審査の中で行うことと、予算決算審査委員長と調整しております。後日行われる予算決算審査委員会での審査ではなく、本委員会での審査ということでお含みおきいただきたいと思っております。

それでは、直ちに本委員会に付託されました議案の審査を行います。

***** 議案第65号の審査 *****

まず、議案第65号令和2年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許可いたします。

○立川委員 歳入の点で1点だけお尋ねをしておきます。

9ページになります。

国保の災害臨時特例補助金、国民健康保険災害等臨時特例補助金161万7,000円、併せて県の分で特別調整交付金135万2,000円が歳入になっておりますが、減免の額と、それから率が分かれば教えてください。

○中西委員長 額と率ですけど、ついでに人数も分かれば教えてやってください。

○森保健課長 今回計上しております補正予算の対象者につきましては、7月末までの11名で

ございます。額、金額といたしましては、令和2年度分が269万6,173円、それから令和元年度分が27万4,000円となっております。

○立川委員 率な。保険料そのもので割ってくれたらいい。

金額を分母で割ってくれたらいいんよ、保険料。基の保険料。

○森保健課長 すいません、率については今分からないので、後ほど答えさせていただきたいと思います。

○中西委員長 後でお答えするというのですが、立川委員採決に当たってそのことは資料になりますか。

○立川委員 なりません。なりません。

○中西委員長 では、後で報告してもらおうということで採決は行ってもいいということで。ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第65号の採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第65号の審査を終わります。

***** 議案第67号の審査 *****

続きまして、議案第67号令和2年度備前市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を審査を行います。

議案第67号についての質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○立川委員 歳出の11ページ、過年度分の保険料等負担金837万3,000円が返ってきておりますが、医療者の広域連合給付金なんで、賦課した時点で確定するというふうに理解はしておるんですが、なぜこういう事由が発生するんでしょうか、御説明ください。

○森保健課長 年度末の出納閉鎖の関係で過年度分の保険料が年度をまたぐということになります。その保険料の確定に伴う広域連合への負担金の増額になります。

○立川委員 これは保険料を賦課した段階で確定しているんじゃないですかね。出納閉鎖の時期云々というよりも年間で動くように理解しているんですが。

○森保健課長 委員さん言われるとおり賦課した時点で金額は決まりますけれども、これは実際に市に歳入したものを、毎月連合会へ入ってきたものをそのまま負担金として支払うというような形になっております。

○中西委員長 ほかにはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第67号の審査を終わります。

***** 議案第68号の審査 *****

続きまして、議案第68号令和2年度備前市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について審査を行います。

議案第68号についての質疑を希望される方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第68号の審査を終わります。

***** 議案第70号の審査 *****

続きまして、議案第70号令和2年度備前市病院事業会計補正予算（第1号）の審査を行います。

お手元に、機械・備品参考資料というのがついております。

予算書の27ページに当たるものであります。

せっかく参考資料が出ているわけですから、執行部からこの参考資料についての説明をお願いしますか。

○石原備前病院事務長 それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず、予算書のほうで自動検温装置を計上させていただいておりますものが最初にあります資料のタブレット形式で検温をするというものでございます。補正予算に計上した備品としましては、見積りを徴収して計上させていただいております。ただもう一つ、サーモセンサーサイネー

ジというのが3ページにも大画面で感知する商品もつけさせていただいております。いろいろと調べていくうちに多種多様な性能、コストも含めていろんな商品があるということも分かってきております。現在も検温の精度を優先的に考えながら、併せてコストも含めて様々な商品の精査を行っているところでございます。

最初の1ページで特徴的なものとしましては、ちょうど人の顔が出ている隣のページの製品仕様の欄でありますけれども、ちょうど真ん中あたりの温度測定機能というところに温度抽出点というのがございまして、左の商品ですと約11万円ということで、顔の中でそれだけの抽出点を感知するというのがこの商品の最大のメリットということで伺っております。

一般的に非接触型の体温計と言われるものも厳密に分類しますと、医療用に使われる体温計と商品名打たれているものと、温度計とうたわれているものもございまして、そういったところで質を重視して選択、精査をしていきたいと考えております。

それから次に、4ページ目に掲載をしておりますものは、さつき苑で計上させていただいております入浴介助のリフトでございます。最大負荷175キロに対応するもので、次のページにもお風呂場でのモデルの写真が出ておりますけれども、天井にレールを装着設置をし、バスケット形式のものでつり上げて入浴介助に使用するというところでございます。

最後にマッスルスーツということで掲載をさせてもらっております。こちらパワーアシストスーツということで補正計上させていただいております。

特徴としましては、空気圧式で人工筋肉を使ってのあくまでこの荷物、それから入浴介助等で想定しておりますけれども、それから一番最後のページに導入プランの御提案というページもあるかと思いますが、入浴、排せつ、移乗、シーツ交換などに想定をしておるもので、あくまで機械ではなくアシストすると、空気圧でアシストするというものでございます。

一応、この商品は1台税抜きで80万円2台を想定しての計上をさせていただいているところでございますが、こちらのアシストスーツと言われるものもかなりコスト、性能含めて多種多様な商品が出てきております。機能に差がなければコストに見合うものを精査の上で購入を考えていきたいと思っております。

簡単ではございますが、資料の説明でございました。

○中西委員長 どうもありがとうございます。

御質問はありませんでしょうか。

○森本委員 先ほどのパワーアシストスーツなんですけれども、使用される方は従業員になると思うんですけど、実際装着してどういうものかと試した上で購入になるんですかね。それとも、もうこのカタログだけ見て決めるようなことはないんでしょうね。

○石原備前病院事務長 もちろん試着といいますか、いろいろ試してみたいと考えております。既に1社から提案されたスーツで、実際に職員が試着をしてその感触といいますか、どのようにアシストされるものなのかということも体感しておりますので、まだそういった試着を何回か考

えた上だと思っております。

おつけしています資料では背中付近から管が出ているようなものも、これはコンプレッサーに接続して空気圧を充填する仕様になっているんですけども、現在調べていくうちにそこまでのものではなく手で空気圧を入れられるもので、かなりコンパクト、軽量で着脱も非常に簡単な商品の試着も行っておりますので、そちらの商品も非常に安価だと伺っておりますから、必要な箇所に必要なもので実際に職員の負荷が軽減されるということで効果的なものを購入したいと思っております。

それから、入浴介助も含めまして実際に3人で行っていたものが1人でできるということも密を避けるということではございませんが、そういった効果も国でも推奨されているように今回この補正予算でも伺っておりますので、そういった精査に精査を重ねた上で購入を進めていきたいと考えております。

○森本委員 アシストスーツは私も何度か見せていただいたこともあるんですけど、実際、こういうことをされる方はいろんなところに、体に支障が来すので、使用される方が使いやすいものを選んでいただきたい。私立病院で、購入したけど、結局使わなかったということもお聞きしたこともあるので、ぜひお話をよく聞いてあげて購入して、決めていただきたいと思います。これは要望です。

○立川委員 補正予算ということで、数字のことをお尋ねをしますますが、病院事業会計の業務料、3病院で1,089万円、老健は737万円、合わせて1,826万円をこのたびは補正しますよという解釈をしております。これは先ほど御説明がございました機器の設備、備品購入等のお金だと理解してはいるんですが、一般会計からの繰入れがどうも分からないので、御説明いただきたいんです。4条関係では1,374万円という一般会計の負担金になっているんですが、3条に行きますと負担交付金100万円が3つと55万円、国庫負担金も入っていると思うんですが、国庫から幾ら入って、一般会計から繰り出しをいただいて、足らずを支出をしていると思うんですが、本当に国庫負担金は幾らなのか、一般会計から正味幾ら出すのか、簡単にお教えいただけたらと思うんですが、いかがですか。

○石原備前病院事務長 3条、4条ともに収入に計上されているものが国の補助金が一般会計から繰り入れていただいていると理解をしております。

○立川委員 そしたら、一般会計から負担する金額はないという解釈ですか。全額負担金で賄っていると。

○石原備前病院事務長 歳入を超える支出の部分につきましては病院事業での持ち出しと。例えば4条で資本的収支、28ページで申しますと一般会計から250万円の収入でございますが、自動検温装置（備前）では363万円ということでございまして、その差額につきましては病院事業会計からの持ち出しと御理解いただければと思います。

○立川委員 非常に分かりづらい計算書になっとなんで。実は、トップ会談資料に事業会計のどこ

ろで一覧表があるんですね。病院事業通信環境リモート面会等255万円、発熱外来100万円、検温システムで1,452万円、介護支援スーツ及び入浴介助リフト導入事業374万円、これ足すと2,181万円になるんですね。ところが、さっきのお話で持ち出ししとうやつは1,826万円という計算で非常に分かりづらい説明になっているんですよ。機械設備の備品購入については、先ほど言いましたリモートだとか介護スーツ、リフトで1,826万円で合っているんですよ。

○石原備前病院事務長 事業費としては歳出に計上されている1,826万円で間違いございません。

○立川委員 ですから、今度はそれに対する手当、この4条で見ると1,374万円、これが繰出金という形になるわけですね。4条でいきますと総額で2億1,100万7,000円という金額が出てきていますよね。収入がトータルで今回補正合わせて1億4,084万6,000円、支出が3億5,185万3,000円、差引きが2億1,100万7,000円。おっしゃったように病院事業会計から持ち出ししておられるという解釈でよろしいんでしょうかということです。

○石原備前病院事務長 御指摘のとおりで結構かと思います。

○立川委員 それともう一点、4条のただし書にあるんですが、先ほど言いました2億1,100万7,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填すると。病院の貯金から出すよという解釈に読めるんですが、後ろのほうについとんですけど、前年度の未処分利益剰余金が充当という解釈でよろしいんでしょうか。そこから補填するという解釈でしょうか。

○石原備前病院事務長 御指摘のとおりでございます。

○立川委員 この書き方を見てもらったら、4条の括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億1,100万7,000円は過年度分損益勘定留保資金2億1,100万7,000円で補填するものとする。格好いいですよ。要は、赤字の上に赤字を塗ったという表現をできたら分かりやすくしてほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○石原備前病院事務長 この2ページの記載内容につきましては、地方公営企業法で定められたルールにのっとっての表記になっておりますので、この表記自体はこれで御理解をいただきたいと思いますが、口頭で補足的に申し上げることができる部分としてはまた別の問題だと思いますので、まずこの表記については御理解を賜りたいと思います。

○立川委員 お願いしたのは先ほど言いました21ページ、令和3年3月31日現在のBSを見ると前年度未処分利益剰余金がマイナス15億400万円と。これに新たにまた2億円を足しますよということなんで、会計上はそうだったとしたらもう一回括弧書きで欠損が増えるんですけど、ごめんなさいとか、何かそういう表記の仕方はありませんかという。いかにもこれを読むと利益があつてそこから取るんですよという誤解を受けるような気がするんですが、その辺の補足を、補記、注記のことは考えられませんかということなんです。

○石原備前病院事務長 御指摘につきましては、検討させていただきたいと思います。もちろんこの貸借対照表に示されている数字がイコールキャッシュということではございませんので、そのあたりの補足も含めて御指摘のような検討はさせていただきたいと思います。

○立川委員 ありがとうございます。そうしましたら、今回この設備をされた設備の運用マニュアル、例えばシステム異常の信号が発信したらどうするのか、システムの作動管理は誰がするのかといったものはもちろん完備されると思いますが、各病院共通のもののマニュアルができておるのでしょうか。

○石原備前病院事務長 御心配いただきましてありがとうございます。現在も病院事業の中で機器の選定、精査を行う上でそういった非常時の対応でありますとか、共通の財産になりますので、効率的にそういった使い方、マニュアルも含めて検討を重ねていっているところでございます。

○立川委員 例えば1ページ目の検温、それから顔認証等々ございましたけども、異常があればすぐに対応するという管理の対応の方法、職員さんもしくはそれに携わる人が先ほど御説明がありましたが、濃厚接触者にならないようなそういったことをしっかりと早期にさせていただいて、導入と同時に運用できるようにしていただけたらなと思います。よろしくをお願いします。

○星野委員 27ページの支出のうち、修繕費を全部足したうちの255万円が先ほどから話に出ていますリモートでの面会を実施するために必要な通信環境の整備に係る費用だと思うんですが、まず現在制限を行っている入院患者との面会というふうに細部説明に書いてあるんですが、今どういう形での面会になっているのでしょうか。現状をまず教えてください。

○石原備前病院事務長 3病院はともに面会はできないということを基本にしております。

それから、さつき苑につきましてはもちろん面会はできないんですけれども、もともと1階、それから2階、3階まで回線が来ていたということがありましたので、試験的にWi-Fiを非常にもう低コストで試験的に設置ができましたので、試験的なという意味合いでリモート面会を予約制で行っているという実情がございます。ただ、あくまで試験的なものですので、今回の補正予算でしっかりとしたWi-Fi環境を整えるということで本格実施に臨みたいところでございます。病院についてもそのように取組を進めていこうとしているところでございます。

○星野委員 今回の補正予算が通った後、どれぐらいの期間でリモート面会が実施できるようになるのでしょうか。

○石原備前病院事務長 まだ今の現段階で、具体的に明言は申し訳ございませんが、できる限り速やかに環境を整えたいと思っております。

○中西委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第70号の審査を終わります。

***** 議案第72号の審査 *****

続きまして、議案第72号備前市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書の3ページをお開きください。

議案第72号についての質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○青山委員 5ページの改正案の中で、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合と書かれているんですけど、実際にそういう事例があつて、なぜ困難かというふうなことが分かれば教えてください。

○今脇介護福祉課長 今現在、備前市の中には居宅介護支援事業所が12事業所あるんですけども、管理者の方は全て主任介護支援専門員となっておりますので、今の時点でこういった事態はないんですけども、不測の事態というところで退職であるとか、それから健康上の問題とかで管理者ができなくなって、その管理者が主任介護支援専門員でない場合ということをごうたっているということです。

○青山委員 将来に備えてということによろしいのでしょうか。

○今脇介護福祉課長 国の法改正に従って改正するものですので、国に準じて改正をいたしております。

○中西委員長 ほかにはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第72号の審査を終わります。

***** 議案第74号の審査 *****

続きまして、議案第74号備前市手話言語条例の制定についてを議題とし、審査を行います。

議案書9ページをお開きください。

執行部から資料が出ておりますので、簡単に資料の説明をお願いできませんでしょうか。

○行正社会福祉課長 お手元にお配りしております資料に基づいて説明させていただきます。

こちらの資料は、去る5月の厚生文教委員会に御提出させていただいたものです。

改めて説明させていただきます。

令和元年9月定例会において、岡山県聴覚障害者福祉協会東備支部から提出された聴覚障害者が安心して意思疎通ができて暮らせるように、手話でコミュニケーションしやすい地域社会の構築を目指すための手話言語条例の制定を求める請願が採択されたところです。

こうした中、手話を言語として位置づけ、手話や聾者に対する理解を広げるとともに手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず誰もが安心して暮らすことができる町の実現に向けて関係団体とも協議を重ねながら、手話言語条例の制定に向けた準備を進めておりました。その後、7月にパブリックコメントを実施しまして、今回の議案提出となったところです。

また、岡山県内の条例制定の状況につきましては、2番にありますとおり9市2町で施行されております。

○中西委員長 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑はございますでしょうか。

○青山委員 議案書10ページなんですが、第6条、市は緊急時及び災害時において聾者が必要な情報を取得し、円滑に意思疎通を図ることができるように努めるとあるんですが、これまでどのような方法でこの緊急時、災害時に対応されとったんでしょうか。それから、今後どういうサポートをするという案がありましたら教えてください。

○行正社会福祉課長 災害などの緊急時におきまして、今後は手話や筆談を用いて聾者が必要な情報をスムーズにコミュニケーションを取れるよう努めていただくように市民の方にもお願いしていきたいと考えております。

これまでにつきましては、十分把握はできてないんですけども、筆談とかで必要があれば対応していたんでないかと思われま。

○青山委員 手話を普及させてということなんですが、これまで災害時に関わっていた方、例えば民生委員の方とか区長、総代とかという立場の方、自主防災組織があると思うんですけど、そういう方にも手話なり筆談がある程度できるような指導とかはなされるんでしょうか。どういう方が関わるようになって、その方に対する手当というんか、そういうものはどうされるんか、分かれば教えてください。

○行正社会福祉課長 今後は、広報紙等を通じ周知に努めていきたいと考えております。

○青山委員 どういう方が実際にそういう災害に当たられるんかということを考えて人選なりしていただけたらと思います。要望です。

○中西委員長 私のほうから言うのもなんなんですけども、実は東備消防組合さんのほうでこの救急業務あるいは災害時の聾唖の障害を持ったお方に対して対策しなければいけないということで何人かの職員の方が手話を習われて、何人かの方はたしかできた。けども、連絡の方法については東備消防組合ではファクスを導入して緊急時の訴えを聞くようにしているというのが消防の災害時の対応の仕方であるとお伝えしておきたいと思います。

ほかにはございませんでしょうか。

○藪内委員 平成30年が条例制定のピークぐらいで、備前市は後発となるわけですが、備前市独自の、何か特徴的なことはありますか。

○行正社会福祉課長 特徴的なことといたしましては、先ほど青山委員がおっしゃられていました災害時の対応、そのあたりを入れさせていただいております。

○森本委員 この条例の制定を機にして、市としても手話通訳の方とか増やしていこうとか、取組を今後どうしていこうと考えておられるでしょうか。

○行正社会福祉課長 現在の施策につきましては手話通訳の職員の配置などを行っておりますけども、引き続き配置に努めます。それから、新規の施策につきましては、例えば県が手話通訳者の養成講座を実施しています。そういったものの補助も検討していきたいと考えております。

○森本委員 なかなか手話通訳者の方の配置も時間がかかったりしたりして厳しいと思います。要約筆記もなかなか講座を受ける方も少ないとお伺いしていますので、その点しっかりと広報なりして取り組んでいただきたいと要望しておきます。

○立川委員 4条の2項、事業者は聾者に対し利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境の整備に努める。市が推進する施策に協力するよう努めるものとするところがあるんですが、利用しやすいサービスの提供というのはどういうのを想定しておられるのでしょうか。また、働きやすい環境というのはどういうような環境を想定しておられるのか、教えてください。

○行正社会福祉課長 まだ、制定をされてないんですけども、10月から施行されます重度障害者が職場で働きやすいようなサービスというのが始まる予定です。そういったものも検討していきたいと考えております。

○立川委員 具体的にどういうサービスなのかな、イメージがつきにくいんで。おっしゃるようには先ほどは働きやすい環境の整備ということだったと思うんですが、利用しやすいサービスっていうのはイメージできにくいんで、教えてください。

○行正社会福祉課長 具体的に申し上げますと、視覚障害者の方が例えば通勤する場合に今は全て自費で交通費をお支払いいただいております。そういったものに対して障害者の福祉サービスが使えるような仕組みも検討していきたいと考えております。

○立川委員 イメージができたような、できなかったような。ある意味申し訳ない、課長、これは総合支援法の中のサービスという解釈をしたらいいわけですか。

○行正社会福祉課長 そうです。

○立川委員 では、利用しやすいサービスでも障害者の総合支援法の中で等級があると思うんですが、手帳所持者2級以上とか、そういったことでサービスの受けられるのも変わってくると思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。トリアージごとにサービスが違ってくるよということではないんでしょうか。

○行正社会福祉課長 サービスによりその等級によって利用する時間とか回数とかが変わってきますけども、先ほど申しあげました視覚障害者の方については特に等級とかは求めてなかったように記憶しております。

○立川委員 こういうサービスを使えるんですよというのが分かるような一覧表、先ほど聞きましたように視覚障害の方、聴覚障害の方、いろいろあると思いますので、そういったものの整備をお願いしたいなと思うんですが、パンフレットの的なもののお考えはどうでしょうか。

○行正社会福祉課長 利用の手引というものができております。それでよろしければすぐにでもお出しさせていただきます。

○立川委員 私が下さいということではなしに、利用できる人にしっかり分かるようなプレゼン、アナウンスをしてくださいというお願いなんですが、仮に、そのパンフレットをそういう障害者の方全てにお配りしているんですか。

○行正社会福祉課長 窓口相談に来られた場合は、こちらの手引をお渡ししております。

○立川委員 全く役所のお仕事で、来られた人には言うよと。私お願いしたのはそういうことではなくて、そういう該当される方があると思いますので、その方に分かりやすいように御案内、例えばこれ見て気がついたから相談に来たよというんなら分かりますが、何かいい手ないですかという御相談来られた方には教えますよというふうに聞こえますので、ぜひともそういったパンフ、それからプレゼンの的なものを進めていただきたいなあと思います。これはお願いです。答弁はいいです。

それともう一点すいません。先ほど出ていました視覚障害者手帳、備前市に所持者はどのぐらいいらっしゃるんでしょうか。参考までに教えてください。

もし分かりましたら、その数の中のうち聾者は何人ほど該当されるんでしょうか、教えてください。分からなかったら後ほど結構です。

○行正社会福祉課長 聴覚障害者は91名です。聾者は十分把握できておりません。

○青山委員 先ほどの立川委員に関連してなんですが、今ジョブサービスがどんどん普及してきているんじゃないかと思うんですが、聾者、あるいは障害者の方に対してのサービスとか環境整備に関して何かやっていただくようなことを事業者へ市のほうからお願いをするお考えはないですか。

○行正社会福祉課長 お答えになるか分かりませんが、今回、遠隔サービスを実施することで補正予算を上げさせていただいています。これは聴覚障害者の方が病院を受診する場合に病院と手話通訳者を結びまして手話サービスを行うといったもので、県の補助でパソコンが購

入できますので、そちらを購入する予算を上げさせていただいております。

○**青山委員** そういうジョブサービスというような方もおられるんで、また研究してみてください。お願いします。

○**星野委員** 今日出していただいた資料に障害の有無にかかわらず誰もが安心して暮らすことのできる町の実現に向けて関係団体とも協議を重ねながらというのと、7月にたしかパブリックコメントを行われていると思うんです。5月に出された資料にはなるんですが、8月上旬に意見を考慮し最終的な意思決定なっているんですが、いろいろ出された意見がこの条例制定に活かされている部分というのはどのあたりになるんでしょうか。

○**行正社会福祉課長** 7月に実施しましたパブリックコメントで10件の御意見をいただいております。そのうち3件は、この条例案に対する質問、7件は感想とか励ましの言葉とか、そういったものをいただいております。3件の質問に対しては、特に今回は条例案には反映しておりませんが、実情を申し上げますと、3件の質問は関係団体の方からいただいております。事前に調整を行っていたんですけども、第三者に備前市の意見を示したいということで、改めて御意見や質問をいただいております。

○**中西委員長** ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

この条例の制定に当たっては、ここの経過の中でも書かれていますけども、厚生文教委員会、そして備前市議会の請願の採択というのがあって後行われているものであります。そういう経過を考慮して質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第74号の審査を終わります。

審議中途ですが、暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○**中西委員長** それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 議案第76号の審査 *****

それでは、議案第76号令和元年度備前市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

まず、審査に当たりまして執行部から資料が出ておりますので、簡単に御説明をお願いでき

ばと思います。

○森保健課長 保健課から資料を2種類出させていただきます。

まず、国民健康保険事業、特定健診実施率についてでございますけれども、これは特定健診が始まった平成20年度から昨年度、令和元年度の実施率の推移について表にまとめたものを出しております。これにつきましては、開始当初は25%前後という低い率で推移しておりましたけれども、平成24年に自己負担分を1,000円といたしまして、少し上がったというようなことでございます。平成27年度からBポイント事業を開始して、そこで40%に迫るというような受診率の向上が見られました。ただ、その後39%をぎりぎりキープしていくような形で推移しております。まだ確定が出ていないんですけれども、見込みといたしましては38%に下がるというようなことでございます。

それから、もう一枚のほうなんですけれども、特定健診を実施している医療機関別の受診件数を表した表になっております。

この特定健診の受診者数を単純に合計しますと2,375人ということになるんですけれども、ほかの医療機関なんかで受けた方、例えば農協の人間ドックであるとか、そういうほかのもので特定健康診査の検査内容を満たしたもので御提出をいただいたものについてもカウントできますので、データ提供と呼んでいるんですけど、その検査が29件ありまして、総数といたしまして2,404人ということになっております。

○中西委員長 歳入歳出を含めて皆さんの御質問はないでしょうか。

○森本委員 217ページなんですけれども、国民健康保険税のところでは不納欠損額が昨年の決算よりも若干上がっています。理由として時効が多いのか、死亡された方が多いのかと、そういうことは分かりますでしょうか。

○森保健課長 不納欠損の件数なんですけれども、472件ございまして、5年の時効がそのうち329件ということで、時効による不納欠損が多くなっております。

○森本委員 230ページ、31ページで出産育児一時金なんですけれども、令和元年度は結局何人だったんでしょうか、人数を教えてください。

○森保健課長 令和元年度は、11名でございます。

○青山委員 219ページ中段あたりなんですけど、保健事業、使用料の中の行政財産使用料6万8,580円となっているんですけど、具体的には何なんでしょうか。

○森保健課長 この6万8,580円につきましては、吉永にあります総合保健施設の太陽光屋根貸しの賃料でございます。254平米で単価が270円ということでございます。

○中西委員長 ほかにはございませんでしょうか。

ないようでしたら、私も発言を希望しますので、副委員長、委員長の職務代行をお願いいたします。

〔委員長交代〕

○西上副委員長 それでは、これより委員長の職務を遂行いたします。

○中西委員長 それでは、私は3点ほどお尋ねをしたいと思います。

一つは217ページ、これは税務課になるかなという感じはするんですが、あえて聞かせていただきたいと思います。

ここの徴収の方法で振込、あるいは引き落とし、あるいは現金で持ってくるというのではないと思うんですが、この徴収の方法のそれぞれの名称と割合はどのようになっているのでしょうか。

○森保健課長 国保税の納付方法別の割合でございますけれども、口座振替が33.6%、特別徴収、年金天引きが26.4%、それから納付書等での納付が38.9%、あと納付組合等につきましては1.1%ということになっております。

○中西委員長 今、私も計算ができませんんですけど、これで100%になるのでしょうか。

○森保健課長 100%になります。

○中西委員長 なるべく振替だとか、特別徴収、年金から等々で引き落としして率が高くなると、担当課は業務が簡単になっていくと。生活の困難な人のいろんな御相談について、ゆっくり話ができるということになっていくんじゃないかと思うんです。そういう意味では、ここの業務を簡単に、簡略にしていこうというような努力は今後とも必要じゃないかと思います。それはぜひ今後とも進めていっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

続きまして233ページであります。

保健事業費の保健衛生普及費、委託料で人間ドック委託料というのが出ています。この制度ができたときを思い起こしますと、全ての予算を使うことができなかつた時代があつたわけです。でも、今は市民の皆さんの健康志向が高くなってきてこの人間ドックが大変好評であるというふうにお伺いしているわけです。この人間ドックの今の受診の特徴と、今後ここをもう少し広げていく考えはないのかなということも含めてお聞かせ願いたいと思います。

併せて、この人間ドックというのは実際には3つの公立病院だけで実施をしているのでしょうか。

○森保健課長 国保の人間ドックについてでございますけれども、委員長言われたように以前はあまり人気もなかつたというようなことも聞いております。この人間ドックの今までの推移なんですけれども、まず年齢と人数なんですけれども、平成27年度に対象者の拡大を行いました。それまでは、35歳から69歳の方を対象にしておりましたけれども、35歳から74歳までの方に拡大いたしました。それに併せまして、200人から220人に増やしております。その後、平成28年度には220人の定員を300人に、それから平成29年度には300人の定員を340人に、その年にこれに伴いまして実施期間を4月から翌年の2月までと期間を延ばしております。これ以前は、たしか4月から10月までの期間だったと思います。それから、平成30年度にはさらに定員のほうを340人から350人に増やしております。この年に対象の医療機関を和気町の医療機関にも拡大をいたしております。それから、今年度、令和2年度には35

0人をさらに400人に増やしております。対象医療機関につきましても令和2年度から3か所、赤穂市民病院、それから赤穂中央病院、それから和気の小谷医院にも御協力を依頼している状況でございます。

特徴といたしましては、国保の人間ドックで胃がん、肺がん、大腸がんなどの検査が一度にできるということが皆さんに人気なところではないかと考えております。

○中西委員長 これはお答えができるかどうかは分かりませんが、この人間ドックでのいろんながん検診なんかもされますけど、異常がチェックされる、精密検査が必要ですよと、通院しましょうとか、治療しましょうとか、そういうような後追いと結果はいかがだったのかどうか、お話ができますか。

○森保健課長 この結果につきましては、たしか医療機関から受診者の方にお伝えいただいていると思います。個々の方に電話等でお礼の電話があつたりしたことがあるんですけども、個々の人間ドックでがんの精密検査が必要になって、その精密検査を早期に受けることで早期のがん治療につながったであるとかというようなお話は聞いたことがあります。

後追い検査につきましては、特定健診と同様に特定保健指導の対象者と重症化予防の対象者を抽出いたしまして個別に通知し、指導を行っております。ただ、がん検診については基本的には受診した病院にフォローをしていただくこととなっております。

○中西委員長 ぜひその結果については検証作業なんかをやっていたきたいなど。特定健診、それからあと一般会計のほうでのがん検診なんかもそういう検証がされているので、ここも多分されているんじゃないかと思えます。

続きまして235ページ、ここで諸支出金の償還金及び還付加算金のところで退職者被保険者等保険税還付金と、それから償還金というのが出てきます。上の退職被保険者等保険税還付金のところでの償還金利子及び割引料、ここでこれが2万1,977円、その下の償還金利子及び割引料のところ、これも2万1,977円、つまりここでお金のやり取りをしたということで、恐らく下のところがお金は何か足らなくなって上から持ってきたという形になるんでしょうけども、これはどうしてこういうことが起こったのか、教えていただきたいと思えます。

○森保健課長 県への返還金の流用です。これにつきましては平成30年度の特別調整交付金の精算額の確定が令和2年1月15日に国のほうからありまして、補正予算対応では納期に間に合わなかったことから、同一項内で流用させていただきまして対応しております。

○中西委員長 では、私の質疑はこれで終わります。

○西上副委員長 委員長の委員としての発言が終わりましたので、委員長の職務を交代いたします。

〔委員長交代〕

○中西委員長 それでは、引き続き委員長を務めさせていただきます。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

これより議案第76号を採決いたします。

本決算は認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第76号は認定されました。

以上で議案第76号の審査を終わります。

***** 議案第81号の審査 *****

続きまして、議案第81号令和元年度備前市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審査を行います。

議案第81号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○立川委員 被保険者の増加の見込みは見込みどおりやったんでしょうかね。

○森保健課長 後期高齢者医療の被保険者数は年々増加傾向になっております。今後の見込みにつきましても、増加傾向であると考えております。

○中西委員長 森課長、数的なものは分かりますか。

○森保健課長 すいません、数的な推移については数字は今手元に資料を持っておりません。ただ、7月末現在では7,240人、備前市の被保険者の方がおられます。

○立川委員 7,200幾らということなのですが、この医療保険の保険料の中身は均等割と所得割ということだと思うんですが、所得割の中には軽減率が適用されておりまして、8割、5割、2割軽減されている方の内訳っていうのは分かりますかね。

○森保健課長 軽減されている方の割合ですけれども、8割が40.4%、それから5割軽減の方が18.4%、2割軽減の方が16%となっております。

被保険者全体の軽減割合の適用者の割合については、74.8%の方が軽減を受けておることになっております。

○立川委員 分かりました。75%近く、軽減率で4人のうち3人が軽減と。財政的に今後の見込みはどんなんですかね。医療保険として後期医療者保険制度大丈夫でしょうかね。軽減率がどんどん増えていく傾向でしょ、高齢になるほど所得が少なくなるんで。今のところは4人に3人が軽減ですが、4人に4人軽減されるとつらいものが出てくるとは思うんですが、その辺の見解はどうでしょうかね。

○森保健課長 軽減適用者の割合については今後の制度の改正などにも関係してくるかと思うんですが、現状程度のままで推移するのではないかと考えております。また、後期高齢の保険料につきましても今後を予想するのはなかなか難しいところなんですけれども、過去の推移を

見てみますと制度が開始されました平成20年度から見直しごとに保険料率はずっと上がってきた傾向にあります。ただ、平成30年度の見直しでは下がっておりまして、それが令和2年度の改定でも据え置かれているような状況になっております。理由は、財政安定化基金からの交付を受けたり、余剰金を活用することによって保険料が据え置かれているような格好になっております。なので、今後も今のような形で推移していくのではないかと考えております。

○**青山委員** 議案書の315ページの歳入、後期高齢者医療保険料の節の2滞納繰越分、滞納分が246万8,846円なんですけど、件数と、それから滞納の理由を教えてください。

○**森保健課長** 後期高齢者医療保険料の滞納者の人数は、87人となっております。滞納に至った理由といたしましては、家計が厳しく少額ずつ分納されている方や納付意識が低く滞っている方、それから納付忘れなどでございます。

収納対策といたしましては、督促を年2回の催告で行い、長期滞納のある方は岡山県税整理組合に委託するなどしております。

○**青山委員** ありがとうございます。87人の方がおられるということなんですけど、滞納の方への対応ということで、戸別で訪問して状況をお聞きしたり、納付を促すというようなことはされてないんですか。

○**森保健課長** 戸別で訪問して状況の確認等についてはやっていないという状況です。

○**青山委員** 様々な事情があるということをお聞きしたんですけど、これはふだん民生委員の方とかが訪ねられているんな対応をされていると思うんですけど、こういったような機会を捉えて今後はそういう方の状況把握をすとかというようなこともできるんじゃないかと思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○**森保健課長** 訪問等の臨戸徴収につきましては、今後また税務課とも相談いたしまして、そういう委員さんおっしゃったような状況の把握も含めて相談して考えていきたいと思っております。

○**中西委員長** 税の徴収のところなんで、かなり税務課に及んだところで質疑はありましたけども、御答弁いろいろありがとうございます。

私も委員としての発言を希望しますので、委員長を交代いたします。

[委員長交代]

○**西上副委員長** それでは、これより委員長の職務を務めさせていただきます。

○**中西委員長** 319ページの総務費、総務管理費、一般管理費の負担金補助及び交付金で健康診査費用というのがあります。この健康診査の受診率はどのくらいなのでしょう。大体、この受診率で毎年推移をしているものなのでしょう。

○**森保健課長** 後期高齢者の健康診査の受診率につきましては、平成30年度が27%、29年度が25.9%、28年度が23.1%というような状況になっております。

○**中西委員長** 特定健診とかと比べると、この後期高齢の健康診査のところの受診率は大変低いですよね。この低くなる理由についてはどのようにお考えになっておられるんでしょう。

○森保健課長 考えられるのが、国保の特定健診なんかは対象者について医療にかかっているだとか、施設に入っているだとかというところを調べまして、そこを分母から外して受診率を出しておりますけれども、後期のこの検査につきましてはそのままの数字、そういう方の分母を抜くような調べをせずに出している数字ではないかと思えます。

○中西委員長 ありがとうございます。

これで終わります。

○西上副委員長 それでは、委員長の委員としての発言が終わりましたので、委員長の職務を交代いたします。

[委員長交代]

○中西委員長 それでは、委員長の職務を遂行します。

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようでしたら、質疑を終了してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、これより議案第81号を採決いたします。

本決算は認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第81号は認定されました。

以上で議案第81号の審査を終了いたします。

***** 議案第82号の審査 *****

続きまして、議案第82号令和元年度備前市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審査を行います。

執行部から資料が出ていますので、簡単に資料の説明をお願いいたします。

○今脇介護福祉課長 お手元にA3判両面刷りの資料を配付していると思います。これについて少し御説明をいたします。

これは介護給付費についてのそれぞれのサービスの内訳となっております。30年度、それから令和元年度の決算、それから今後の見込みというところを載せております。

まず、1ページ目と、それからお開きくださったページ裏面のところですが、これは要介護認定者、要介護度1から5の方への給付費の内訳となっております。

サービスの状況ですけれども、訪問介護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションは当初の予算どおりか、それ以上の受給となっております。それから、訪問看護、通所介護のサービスは予算の約8割程度となっております。居宅サービスの全体としましては、予算の約87%の受給となっております。

それから、お開きいただきまして裏面の地域密着型サービスに関しましては、サービスの受給

費はほぼ予算どおりとなっております、備前市の方が備前市の施設のサービスを利用しているという状況と考えております。

それから、施設入所の給付費もほぼ予算どおりとなっております。

それから、隣のページの介護予防、地域密着型介護予防サービス、これは要支援1、2の認定者の方への給付費となっております、これに関しましては訪問看護、訪問リハビリテーションが見込額の約半分程度となっております一方、通所リハビリテーションのサービス、デイケアの給付費が多くなっています。予防サービス費全体としましては、予算の約90%の受給となっております。

○中西委員長 説明が終わりました。

皆さんの中から質疑をお受けいたします。

○立川委員 御説明いただきましてありがとうございます。大きく介護給付と予防給付という2つのサービスだろうと思うんですが、要介護が90%、それから要支援認定されている方が予防給付をお使いになられますので、この90、10っていう割合はどうなんでしょうかね。今、頑張ってる生きかきびぜん体操とか、フレイルを頑張ってる介護予防を何とか増やそうという動きがあると思うんですが、見通しとしたらどうですか。90%対10%が今後続きそうですか。

○今脇介護福祉課長 認定者の推移になりますけれども、要支援1、2の方はここ数年ずっと増えている状態となっておりますので、予防サービスについては今後も増えていくのではないかなと考えています。

○立川委員 そうなることを願っておきたいですね。

それと、354ページ、地域支援事業ということでかなりいろんなサービスがあるんですが、その中で、1点だけお尋ねをしたいと思います、いろんな委託ということでサービスを進めておられるんですけど、例えば特養なんかでしたら運営会議ということで何か月に一度は役所の職員さんも行かれて会議に出ておられるんですが、委託料だけ出して知らん顔ということはないと思うので、そういう推進会議なんかには出席されて御指導とか、希望とか聞かれたりしてると思うんですが、その辺のことはどうでしょうか。

○今脇介護福祉課長 おっしゃいますように、地域密着型の特養とかデイサービスとか、それからグループホームとかは運営推進会議ということで定期的に会議に出席をしております。そこで利用者の方とか現場の方とかのお話を聞かせていただいております。

それから、地域支援事業に関しましても、総合事業とかも委託はあるんですけども、これはモニタリングをちゃんとしておりますし、報告は毎月いただいております。

それから、ほかの委託で任意事業の中であんしん電話とか、配食サービス等がありますけれども、例えばあんしん電話に関しましてはコールセンターから3か月に一度ちゃんと利用者の方に安否確認というところで異常とか、それから問合せ等には対応をしております。

それから、配食サービスにつきましては、サービスの導入の際には職員が訪問しまして開始の

手続等を行っております。それから、モニタリングも報告によって行っております。

○森本委員 先ほどの配食サービスなんですけど、前年度から比べても金額的には下がっている
ので、減少傾向だというふうには見られるんですけど、現状としてはどうなのでしょう。

○今脇介護福祉課長 確かに昨年度の決算値よりも減少はしておりますが、今年度に関しまして
はかなり配食サービスを導入される方が増えておりますので、積極的に利用していただいたらと
思っております。

○森本委員 希望者は多いと考えといてよろしいでしょうか。

○今脇介護福祉課長 そのように思っております。

○青山委員 同じく359ページの委託料ですが、権利擁護事業費の委託料、高齢者虐待防止ア
ドバイザー委託料17万3,160円、大体何件ぐらいこの虐待防止は使った件数があるのか、
内容が分かれば教えてください。

○江見地域福祉連携課長 高齢者の虐待防止アドバイザーの委託料につきましては、内容といた
しましてアドバイザーということで外部の弁護士及び司法書士の2名の方を招聘といいますか、
お願いをしておるものでございます。

内容といたしましては、こちらが対応する虐待防止の案件につきまして御相談をさせていただ
いたり、実際に市民の方の家に訪問をしていただくといったようなことをしているものでござ
います。毎月一定の金額というのを委託料としてお支払いをしております、それについて毎月行
っております権利擁護会議というものをしております。この場で備前市で虐待対応をしている
いろいろな案件について相談をさせていただいて、アドバイスをいただいているということでご
ざいます。そのお二人の招聘について委託料というのをお支払いをしているという現状でござ
います。

○青山委員 実際にどういった案件が上げられているかということは分かりますか。

○江見地域福祉連携課長 市のほうで虐待の通報というのを実際に受けます。通報を受けて、こ
れが虐待であるかどうかという虐待の判断というのもその場で行ったり、今後どのような方向
性で支援をしていくのかというふうな会議も行います。その中にアドバイザー入っていただ
いて、法律の専門職でございますので、法的な側面からアドバイスをいただいておりますとい
うことでございます。

○立川委員 お尋ねをさせていただきたいんですが、皆さん御存じのとおり居宅サービスと居宅
介護というのが違うよと。一例を申し上げますと、買物支援なんかで介護職同行してもらうよ
うなサービスで、介護保険では訪問介護してもオーケーよと。ところが、障害者の総合支援法では
同じ買物行ってもらうのは駄目よと。根拠法が違うと思うんですが、ところが介護を受ける側
にしたら同じサービスをしてほしいわけですね。というようなことで、介護保険、それから障
害福祉制度のミックスというんでしょうか、いいところ取りで地域の共生型サービスというの
が平成30年から始まっていると思うんですが、障害者と高齢者の方が同一の事業所で継続してサー

ビスが受けられると。江見さん、この辺備前市はどうですか。進んでいますか。対応されていますか。お知らせください。

○江見地域福祉連携課長 共生型サービスにつきましては、実際に備前市でも事業所として動いておられるところはあるんですけども、実際の障害福祉サービスを64歳まで受けられていて、65歳になったら介護保険のサービスを受けられるというつながりが問題といたしますか、そこがこっちは受けられるけど、こっちは受けられないじゃないかというところがあるかと思えます。その際に、65歳以上の場合は介護保険のサービスを基本とするとなっておりますので、介護保険のサービスを基本としながら足りないサービスについては障害支援のサービスで補うことは可能だと思っておりますので、そのあたりをきちんと横串でプラン作成をしてサービスにつなげていくというところを重点的にやっているというのが現状かと思えます。

○立川委員 ケアマネさんの力量によるということだとは思いますが、しっかりケアマネさんをお願いをさせていただいて、我々が受けるときに受けてよかったなあと考えるサービスの提供に努めていただけたらと思います。大変ですが、よろしくお願いします。

○青山委員 365ページ、扶助費のところで家族介護支援クーポンというのがあるんですが、この内容とどのくらいの件数が使用されているか教えてください。

○今脇介護福祉課長 家族介護クーポン事業につきましては、高齢者の福祉の向上に資するというを目的に、重度要介護者を介護する家族に対して日常よく使用する介護用品を購入できるクーポン券を交付して、経済的負担を軽減するものでございます。

対象者としましては、介護者、それから被介護者とも市内在住、それから市内非課税世帯となっております。要介護3、4、5の方を在宅で介護している介護者の方へ交付をしております。

実績といたしましては、クーポンは1枚が1,000円券となっております。1,375枚支給をしております。延べ81人の方へ支給をしております。このうちクーポンとして使用したものは137万5,000円ということで決算に上がっております。

○森本委員 365ページ、委託料なんですけど、不用額で56万円と。当初では調査分析業務委託料とショートステイサービス業務委託料が上がっていたと思うんですけど、不用額になった理由を教えてください。

○今脇介護福祉課長 ショートステイサービスの6万円というところですけども、これは利用者がなかったということで今年度は執行なしということになっております。

○江見地域福祉連携課長 調査分析業務委託料につきましては、私の部署でお答えをさせていただきます。

この調査分析業務委託料につきましては、地域医療に関することの調査分析を行うということで予算要求をさせていただいておりましたが、昨年度皆さん御存じのように病院の在り方検討というものが前面に出てきました。その病院在り方検討会で内部分析といたしますか、そのあたり

に力を注いだということで、そちらまではっきり申し上げるとそこまで業務が届いてなかったということだと理解をしております。

○森本委員 ショートステイなんですけど、受入れとしては1日当たり何人ぐらい受け入れられる体制になっているのでしょうか。

○今脇介護福祉課長 受け入れた施設に、1日当たり2,000円をお支払いするというので、6万円の予算なので、逆算すると30日ということになっております。

○中西委員長 ほかにはございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、質疑を終了してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第82号の採決をいたします。

本決算は認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第82号は認定されました。

以上で議案第82号の審査を終了いたします。

***** 議案第89号の審査 *****

続きまして、議案第89号令和元年度備前市病院事業会計決算の認定についてを議題とし、審査を行います。

執行部から資料が出ておりますので、簡単に資料の御説明をお願いしたいと思います。

○濱山病院総括事務長 それでは、病院事業より2つの資料を提出いたしております。まず1つ目が、備前市病院事業の経営状況でございます。備前病院、日生病院、吉永病院、さつき苑の平成26年度から令和元年度決算と平成21年度から令和元年度までの各病床等の利用率の推移でございます。2つ目が、上段に現在の修学資金の職種別での対応状況を記載しております。下段には、令和元年度における備前病院と吉永病院における透析部門の資料となっております。

○中西委員長 質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○藪内委員 決算書22ページ、23ページ、令和元年度備前市病院事業貸借対照表、備前病院、2番、流動資産、(1)現金預金3,804万306円となっておりますが、備前市公営企業会計決算審査意見書5ページ、中段以降、しかしの後、備前病院において389万余円を増加し、資金期末残高が3,804万余円となっているが、これには老健外からの一時借入金収入7,500万円が含まれており、借入れがなければ資金が不足する事態となっていた。したがって、昨年度も指摘したように備前病院においては早急に資金収支の見直しを行うなどしてキャッシュフローの改善に努める必要があると指摘があります。それに対してどのように対応されます

でしょうか。

○石原備前病院事務長 現在進めております改善策といたしましては、透析患者さんの増に向けての取組を行っているところでございます。具体的に申し上げますと、現在月曜日から土曜日まで透析を行っておるところですが、1日置きの日、水、金の午前、午後の2クールと火、木、土の午前の合計3クールで行っていたものを、昨年度から火、木、土の午後枠4クール目として透析患者さんの増加に取り組んでいるところでございます。

平成30年度と令和元年度の比較をしてみますと、平均では2名の増ということで約600万円の外来純増となっております。当面は、人数で申し上げますと透析のベッドが備前病院では16床ございます。16床を3クールから4クールに増加させるということは、1名、2名の余裕枠は設けなければなりません、人数ですと大体14名から15名の増加を図ることが可能だと捉えております。現時点では、直近の8月末時点では実患者数としましては43名いらっしゃいますので、13名から17名ぐらいの人数増加を図っていきたいと考えております。目標としましては、当面50名、現状からは7名の増加に向けて取り組んでいるところでございます。

現在、6か月から12か月以内の透析準備者としましては、市内に4名の患者さんがいらっしゃいます。また、準備者の手前段階の方複数名他院からの御紹介のお話も入ってきているところでございます。

増加の時期は年間通じて随時ということになりますので、計画的に今年度何人、来年度何人ということにならないかもしれませんが、今年度含めてですが、平均で毎年3名ずつの増加を3か年で9名と目指していきたいと考えており、年間当たり1か年で約1,000万円増を目指してまいりたいと現在取り組んでいるところでございます。

○立川委員 先ほど御質問がありましたように、今改善案報告いただきましたけど、ここ数年同じことではないかなあと。老健からの借入金が1億円から7,500万円に減ったんでしょうけど。これもう正直駄目なんじゃないですか。改善策できないでしょ、キャッシュフローから考えれば。ということになれば、資本取引から資金を入れるべきじゃないかと思うんですけど。病院事業全体ということを考えれば、片や15億円ぐらいの自費の運用がありますよね、政府保証債。これを1億円ぐらい取り崩してでも備前病院へ資本投入をして現金を増やすという会計的な処理が必要なんじゃないですかね。いつまでたっても欠損金、老健からの借入金というようなことが必ず出てくるんですけど、その辺の考えはないんでしょうかね。

○石原備前病院事務長 御心配をいただきありがとうございます。現在、事業管理者にも前年度までの決算を含め、そして今年度の状況の説明に上がらせていただいているところでございます。今年度もさきの定例会でも御報告させていただきましたように、特に4月、5月、6月、コロナ禍での受診控えといったような状況もございます。もちろんこれは備前病院のみではございませんけれども、今後を予測する中でも非常に現実的に厳しい状況があるということは事務方でも非常に、そういった実情をまず事業管理者に御報告を申し上げているところでございます。そ

の上で、事業管理者にはそういった資金の工面につきましてもお願いさせていただいているところでございます。事業管理者にもしっかりとその点を受け止めていただいて、適切な対応を現在実行していただいているものと理解をしているところです。

○立川委員 大変現場のほうは苦慮されておられると思うんですけども、この病院事業会計ということで大変失礼な言い方ですが、市立3病院、それから老健、ひっくるめた事業ということで我々は捉えておるんですけども、どうも備前病院は赤字や、吉永病院はこうや、日生病院はこうやというのが前面に出てきて、例えば今回のこの短期借入れにしてももう何年も前からじゃないですか。備前病院だけで処理せえやと。ほな、金があるんやったら老健から使えやと。老健も決して資金状態よくないですよ。病院事業として捉えるという考え方はできないんですか。難しかったら難しい言うてください。

○濱山病院総括事務長 立川委員言われることもよく分かります。事務方でもそういうことで苦勞しているんですけども、それぞれの病院の院長先生のお考えがなかなかということです。

○立川委員 独立採算という考え方も大変必要なんでしょうけど、トータルで表へ出すのは病院事業ということで出していったらいいのかなという気はしてしょうがないんですけど。その中で短期借入金、老健からすれば短期貸付金の両方立ってますんで、資産も負債も資本金の分も。前も申し上げましたけど、これ相殺勘定なんですよ。根本的な資金導入を考えてもらってください、と思います。改善策は進めていただけたらいいと思うんですけど、卑屈にならないようなね。特に、今はコロナ禍ですからぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○中西委員長 審議中途ですが、暫時休憩いたします。

午前 11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○中西委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

議案第89号の令和元年度備前市病院事業会計決算、先ほど立川委員の質疑のところでは休憩になったわけですけども、立川委員あともしおありでしたら。

○立川委員 まず1点目は、先ほど資料頂いたんですが、修学貸金の状況と、それから透析の分について頂きました。御説明もいただきました。

気になったのは、備前病院の病床数、それから透析収益、実患者数、外来収益ということで横に書いておられるんですが、備前病院は4億5,000万円、吉永病院は11億3,300万円という外来収益を出しているんですが、これを見て何か事務長思われませんか。何か補足説明があったらどうぞ。

○濱山病院総括事務長 透析部門につきましては、備前病院の外来収益の約4割、3割ぐらいになるんでしょうか。その分が透析収益を占めていると分析します。

○立川委員 透析収益については表があって説明がつくんですが、最終の外来収益について、これ吉永病院さんに聞いたほうがいいのかなあ。備前病院さんは4億5,000万円の外来収入で

したよ。吉永病院さんは11億3,300万円の外来収益でしたよ。この差についてどうお考えでしょうかということなんです。

例えば秘策があるじゃないですか。吉永病院さんは大きな声で言いませんけど、秘策があるから外来収益が上がっていると。対して備前病院さんは何か4億5,000万円ということで、3分の1ぐらいになるじゃないですか。その辺についての何かお考え。

○石原備前病院事務長 備前病院の外来収益につきましては、おのずと外来の患者数の減が当然影響しているものでございます。決算書で申しますと、47ページに備前病院の業務量、入院、外来患者数、科目別の患者数も出ているところでございます。令和元年度におきましては、科目で申しますと整形外科の入院、外来がそれぞれともに約2割近く減となっているところでございます。逆に、内科の入院は前年度対比で315名増えておりますが、外来自体の落ち込みというのは人口減によるところも多少あろうかと思っているところでございます。

なお、整形外科につきましては常勤医が1名、それから週1日大学からの派遣での非常勤医師1名で対応しているところでございますが、常勤医師につきましては高齢化もあり、従前同様の診療対応がなかなか困難になってきているというところで、この改善に向けても医局や重点連携であります赤十字病院、各病院への派遣の依頼などに努めているところでございます。

一朝一夕に単年で改善できるものではないと、中・長期的に対応していかなければならないと思っているところでございますが、さきに申し上げました透析部門の拡充も含めまして外来の患者数を増やす、そして入院につなげるということで安定的な経営に取り組んでまいりたいと思っているところです。

○立川委員 ありがとうございます。私の聞き方もまずかったかなと思います。この表でなぜ外来収益というものをここへ出されたのか、その意図を教えてください。

○中西委員長 それは私のほうから出していただきたいということをお願いをしました。といいますのは、昨年度も同様な資料を口頭で言っていたわけですけども、透析は当然外来収益へ入っていますから、透析を持っているところと持っていない病院の外来収益というのは同一に私は比較することができない。例えば日生病院の外来収益をここで見ても人工透析入ってきませんから、当然単価的には低くなるわけですけども、ただ備前病院というのはさっき事務長おっしゃられませんでしたけども、院外処方箋は出している関係でどうしても外来の収益は劣るところがあると思うので、一応その外来収益と人工透析の費用どのくらいの割合になっているのか一度見てみたいなど。実際には決算のときには括弧書きぐらいで人工透析は幾らなのかというのは3病院並べたときにしてほしいなというのが私の思いでしたので、今回出していただきました。

○立川委員 分かりました、依頼ということで。透析の収益が何%になるかなというところの表ということで理解をさせていただきます。ありがとうございます。

決算書のほうに移りますが、6ページ、雑損失に1億3,662万5,614円という計上が

あるんですが、どの決算書を見ても雑損というのが3,000万円前後だったんですが、1億円ほど多いんで、その内容について御説明していただけますか。

病院のPLのほうです。損益計算書。医業収益の後ですね。計上計算するときには雑損が1億3,600万円強出ておりますので、その御説明をということでお願いをいたします。

○石原備前病院事務長 6ページの表は合算になりますので、まず備前病院を申し上げますと雑損失自体は3条収支に係る消費税の分になりますので、数字で申しますと2,966万8,000円、3,000万円弱になります。それから、さつき苑で申しますと14ページに雑損失850万円余りになろうかと思えます。昨年度対比で申しますと若干増加になっておりますけれども、消費税の改定の中途でございましたので、そういった部分が影響しているのではないかと考えております。

○濱山病院総括事務長 日生病院の関係の雑損失ですが、決算書の10ページになります。金額は3,942万8,114円でございます。同じく3条関係、あと貯蔵品に係る消費税等の計上になっております。

○尾崎吉永病院事務長 吉永病院ですが、12ページになります。今年度6,752万9,319円になっておりますが、内容的は日生病院、備前病院とほぼ同じでして、貯蔵品等に係る雑支出ということになっており、消費税ということになっております。

○立川委員 さっき資料頂いたやつがありましたよね、病院の最近の経営状況。これを見ても雑損は3,000万円前後なんですよ。1億円でしょう。先ほどおっしゃったように貯蔵品でもどういった品目を落とされているのか、非常に理解し難いんですが。こんなもんやと言ひ張るんならそれで結構ですし、もうちょっと御説明が欲しいなと思うんですけど。3条関係、消費税関係だけで済まされる金額ではないような気がするんですが。

○石原備前病院事務長 繰り返しになりますけれども、3条の支出に係るもの、それから貯蔵品に係る消費税分がここで雑損失として計上させていただいております。それぞれの病院、さつき苑含めての合計は6ページの1億3,600万円余りになりますので、帳簿上の整理としてはそのように御理解いただければと思います。

○立川委員 じゃあ、御理解をします。一度機会があったら帳簿等を見せていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○石原備前病院事務長 大変拙い説明で味気ないもので申し訳ございません。また、個別にいろいろお尋ねいただければ対応させていただきたいと思えます。

○立川委員 そういうことで、委員長や議長の許可を得てまた見てみたいと思えますので、その節はよろしく願います。

もう一点だけお尋ねとお願いをしておきます。

ずっとお願いはしているんですが、病院関係の医業収益がプラスになることはないんですね。医業収益から医業費用を引いたもの、普通の商店でいえば売上げから仕入れ、雑費を引いたもん

ですが、医業利益がどうしても黒にならないので、これは地域医療や、辛抱せえ言われたらそれまでなんです、その辺の考え方、患者さんを増やしますだけではないような気がするんですが、人件費が50%を超えたら病院としてはうんという数字にもなりますし、大変事務方さんも御苦労されているとは思いますが、その辺何か根本的な解決策、この文章は書いておられますが、現実無理でしょう。このコロナ禍のときに患者数を増やします、こうしますといっても無理だと思ってるので、本当に医業収益を好転さす方法等考えておられましたらお聞かせをください。

○濱山病院総括事務長 立川言われいることもごもっともだと思います。今、日生病院では地域に出ていこうということで訪問診療とか訪問看護、訪問リハビリ等々に力を入れていこうというような話は院長共々としています。

○石原備前病院事務長 備前病院におきましては、先ほど申し上げました透析の拡充に向けて取り組んでいるところでございます。

それから、当院では残念ながら定期的な往診というものをできておりませんので、そういったところについても院長をはじめ十分検討を始めているところでございます。

それから、さつき苑につきましても昨年度当初では施設の類型として基本型という施設のタイプがございまして、その基本型というタイプだったんですけども、令和2年の1月からその1つランク上の加算型と言われるものに変更しております。この変更に伴い、月平均大体入所の方が75名相当で試算をした場合に、年間で約900万円ぐらいの収益増になるものと見ております。

それから、さらにもう一つ上の在宅強化型と言われる、そういったタイプのものへの変更に向けて現在取組を進めているところでございます。これは、老健はその使命としてはついの住みかではございませんので、老健から在宅にお帰りいただくということの強化をすることで在宅強化型ということも視野に入ってきておりますので、そのタイプに変わりますと年間での増収見込みとしては約1,100万円の収益増にもつながってまいりますので、そういったことで改善の取組を進めているところでございます。

○尾崎吉永病院事務長 吉永病院ですが、特にこれといった改善策というよりは、今までどおり救急を断らないであるとか、在宅診療を増やしていくであるとか、あと備前市内にたくさんできております施設に出向いて行ってそちらの方の診療をさせていただくという、もう今までどおりこのことを続けていくということで今後も外来患者数のほうを増やしていけたらなと思っております。

○立川委員 ありがとうございます。本当に訪問というのが一つのキーワードになってこようなと思います。白本見ても、あまり新しい加算取れるもんないですもんね。もうクラークでも採用されてカルテアップされるんならあれですけども。訪問ということで、透析も訪問透析がぼつぼつ始まっとうらしいんですけど、またそんなほうも考えていただいて、キーワードは訪問だと思いますので。

それともう一点、医療介護員の方向性はどうですか。病棟潰して回ろうとか、ベッド数も減ってくると思うんですが、その辺のお考えを聞かせてください。

○濱山病院総括事務長 現在、その予定はないんですけども、そういった勉強もしていこうと思います。

○中西委員長 ほかにはございませんでしょうか。

よろしいですか。

ないようでしたら、私も委員としての発言を希望したいと思いますので、副委員長に委員長職の職務代行をお願いいたします。

[委員長交代]

○西上副委員長 それでは、これより委員長の職務を務めさせていただきます。

○中西委員長 私は、3点についてお尋ねをしたいと思います。

先ほどの立川委員と似たところがあるんですが、この令和元年度の病院事業報告書を読ませていただきまして、かつて読んでいた報告書よりも大変シンプルになっていると。なかなかこの中で話を聞くというのは難しいものがあるなという印象を受けました。

そこでお伺いするんですが、3病院でこの1年間取り組んでこられた患者増あるいは経営増の取組はどのようなものがあったのか、お聞かせを願いたいと思います。

3つの病院ざっと見させていただいて大変特徴があるような感じがしました。例えば備前病院の人工透析もありますけども、ここは地域包括ケア病棟も取っていると。あるいは日生病院であれば眼科の患者数は週3回の診察日で年間5,000人を超えると、内科の大体3分の1を占めていると。これは驚異的な数字だと私は読ませていただきました。また、資料も拝見させていただきまして、療養病棟の病棟の稼働率が大変上がっているところとか読ませていただきまして興味深かったところです。また、日生病院を訪ねたときにも先生が積極的に往診に行っておられる姿を見てびっくりしました。この1年間、3病院でそれぞれどういう取組があったのか、お聞かせ願えればと思います。

○濱山病院総括事務長 日生病院におきましては、今中西委員言われたように訪問看護、特に訪問診療に出ていきまして、そこで外来の患者さんのほうへ増加したり、またそれから病院入院等々、転院しております。療養病床につきましては、平成30年12月以降から病床利用率が80%前後で稼働しておりまして、その傾向が今も続いております。そういった意味で、令和元年度の療養病床の稼働率だけ申し上げますと、85.9%で対前年度比プラスの18.1でございました。また、眼科につきましても日生病院の外来の15%ぐらいの収益を占めていますけども、これも岡大の先生が週3回来られています。そういった意味でも、今日生大病院でいえば整形、内科、眼科が主要な診療科目でございまして、その部分が9割を占めております。今後引き続き、先ほど立川委員にもお話したように、地域に出ていく訪問診療なり訪問看護、リハビリなど患者様のサービスの充実と向上を目指しまして、地域に必要な医療を目指していきたいと思

っておりますので、よろしく申し上げます。

○石原備前病院事務長 備前病院の取組につきましては、透析の取組が大きいものと思っております。それから、備前病院の約半分を占めます療養病床、地域包括ケア病床につきましては、若干ながらそれぞれ前年度対比で稼働率も増えております。地域包括で申しますと、30年度67.5%が令和元年度で68.1%、療養病床51.2%が54.9%と微増ではございますが、稼働率の向上に努めているところでございます。

また、日生病院も同様に療養病床がございすけれども、特徴としましては備前病院には透析がありますので、療養病床の中に透析の患者さんも増やしていくことができれば、またそれも収支の改善にもつながるのではないかと考えておりますので、療養病床を持った透析施設ということで備前病院のそういったメリット、特徴を生かした開業医の先生方との連携、それから関連病院等々からの紹介もますます増やしていけるよう取り組んでまいりたいと思っております。

さつき苑につきましては、先ほど立川委員の御質問にもお答えしましたように、在宅復帰を目指した施設ということでの取組を現在進行しているところであります。

訪問看護ステーションにつきましても、平成30年10月から看護師3名を4名体制に増員をしたかもありまして、患者増、収益増につながっているところでございます。人数につきましては、実人員でプラス95名、約20%増、延べ人数で664名の増、22.6%の増ということで、スタッフを増員してより多くの方に訪問できるように努めているところでございます。

○尾崎吉永病院事務長 吉永病院ですが、昨年度は外来のほうで腎臓内科、心臓リハビリテーションの新設は行っておりますが、患者増については大きな増にはつながってはおりません。特殊外来ということで、そういう疾患を持つ方を診させていただくということで新設させていただいているものでありまして、外来患者数を大きく増やすものにはなっておりません。先ほど立川委員の質問にも答えたとおり、外来では救急の患者さんを断らないであるとか、在宅診療に出向くであるとか、施設の方へ訪問をさせていただくということで今後も取り組んでいきたいと思っております。

また、入院のほうなんですけど、平成30年3月より50床のうち8床を地域包括ケア病床に変換しております。30年度が75%ぐらいの稼働率だったんですが、31年度、令和1年度に関しては77%の稼働率と、徐々に上がってきておりますので、こちらの病床をうまく使いながら入院の収益増に努めていきたいと思っております。

○中西委員長 2点目にお伺いをしたいんですが、それぞれの病院の往診診療はどのくらいを持っておられるのか、実人数あるいは延べ人数、これはどのデータにも出てきませんので、アバウトでもいいと思いますので、一度お聞かせ願えたらと思います。

○濱山病院総括事務長 日生病院の訪問診療の人数は62人でございます。

○尾崎吉永病院事務長 吉永病院ですが、一月の平均が51人ぐらいになっております。増減が

かなりあるんですが、全体でいうと七、八十人の人数の方の訪問診療を行っております。

○石原備前病院事務長 大変申し訳ございませんが、備前病院は往診行っておりませんので、昨年度はお一人ございましたけれども、この往診につきましても立川委員からお話がありましたとおり、対応できるように今検討しているところでございます。

○中西委員長 この往診というのは大変大切なところだと思うんです。2つの意味で私は指摘しておきたいんですが、一つは病院と地域の人々の信頼関係を築いていくという意味では大変大きなものがあると。そこでいろんな声を聞いてきたり、あるいは病院に対する理解を地域の人たちが深めて病院を信頼してくれると、こういう効果が私は大きいと。

もう一つは、例えば今伺いましたところでは吉永病院は大体七、八十人ぐらいを抱えて、そのうち50人ぐらいが定期的に行っているということですけど、吉永病院のベッド数を考えると50床、しかし在宅に七、八十床のベッドがあるということになると、今ベッド数を増やすことができない中で地域にもう一つベッド数を持つという意味で大変吉永、日生の場合の話は大きいと。特に、数字の上ですけども、最近の日生病院の経営のところは療養病床なんか埋まっていっているというのはこの往診のところの力が大きいんじゃないかと感じていますので、ぜひこれは備前病院でも大変先生方お忙しいとは思いますが、地域の信頼を高めていくと、地域に愛される病院をつくっていく意味でも今後考えていっていただきたいなと私は思います。

その上で、3番目に備前病院での薬剤師の入院患者への服薬指導の件数がどのくらいなのか。昨年も伺いましたけども、いろいろ制度上の問題もあるのかも分かりませんが、備前病院は院外処方箋を発行している関係で外来の収入があまり多くない。その分薬剤師の人件費が節約できると。この院外処方箋を出した当時の備前病院は単年度で黒字になっていたのが私は記憶に残っているんですが、薬剤師の400点業務、つまり1回服薬指導を入院患者にすると4,000円取れると。大体時間数にすると10分以内ぐらいの服薬指導なんです。私は、これは漏れなく取っていてもいいんじゃないかという感じがしますが、いかがなものなんでしょうか。

○石原備前病院事務長 昨年度、備前病院の服薬指導の件数につきましては329件でございます。委員長御指摘のとおりだと思っておりますので、今後も努めて積極的に増やしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○中西委員長 私も大学病院とかほかの病院の服薬指導を見ましたけど、患者さんが入院してこられると必ずその日に薬剤師さんが病棟に上がってこられます。どういう薬を飲んでいるのか、どういう薬か見せてくれというような形で、これはうちの病院で出しますからというような形でしています。これで4,000円なんです。ぜひ努力していただきたいなと思います。

もう一つ、これは通告をしてなかったんですが、昨年訪問看護ステーションの訪問看護、介護の数を聞きますと、私は訪問介護が多いのかと思っていましたら訪問看護が備前病院の特徴で、訪問看護ステーション結構多かったような気がします。点数は私も忘れたんですが、訪問介護と看護では看護のほうが点数が高いわけです。ただ、これはたしか3か月ぐらいまでの期間し

か取れなかったと思うんですが、備前病院の療養病床、地域包括ケア病床を持つことも含めてもっと地域連携というところに力を入れてもいいんじゃないかなと。だから、訪問看護、介護について備前病院ではもうちょっと切り込み方が、訪問看護は特に少ないわけですから、訪問介護はたくさん事業所ありますけども、ここはあまり金をかけなくてもネットワークみたいところで収益を上げていくことができないものか、知恵の出すところがあるんじゃないかと。そういう意味では、備前病院には2人、1人かな、医療ソーシャルワーカーが配置されているわけなんで、その人に頑張ってもらって地域に喜ばれる、そしてもうかるようなネットワークづくりを考えていってもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○石原備前病院事務長 御指摘ありがとうございます。現在、訪問看護ステーションでは地域の開業医の先生方との連携、それから岡山市内にあります大きな病院からも、特に医療分につきましてはそういった大きい病院からのターミナルの患者様の御紹介も増えてきているように捉えておりますので、今後もそういったネットワーク、おっしゃっていただきましたように施設、ケアマネさん、大きな病院、それから地域の開業医の先生方との連携をますます密にして、患者さんの一人でも多く訪問ができるように努めてまいりたいと思います。

○西上副委員長 委員長の委員としての発言が終わりましたので、委員長の職務を交代いたします。

〔委員長交代〕

○中西委員長 それでは、委員長の職務を遂行します。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、これで質疑を終了してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終了いたします。

これより議案第89号を採決いたします。

本決算は認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第89号は認定されました。

以上で議案第89号の審査を終わります。

それでは、ここで休憩を取りたいと思います。

午後1時44分 休憩

午後2時00分 再開

○中西委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 報告事項 *****

所管事務調査に先立ち、執行部からの報告事項をお受けいたします。

○藤森市民協働課長 市民協働課から3点報告をさせていただきます。

1点目、市営バスの議会の議決に付すべき契約の遺漏に対する改善策について、予算執行伺や支出負担行為及び契約の起案時に金額に応じて議案作成担当課である総務課長に合議をするように備前市事務決裁規程の一部を改正、9月1日から施行されております。

また、契約管理システムで予算執行伺の起案を作成する際に、議会承認が必要な金額についてはその金額を見れば識別し、合議欄が作成できるように現在契約管財課がシステムを構築中で、令和3年4月からの稼働予定であります。

2点目、市営バス等駐車場整備についてお手元の資料①備前片上駅及び市営バス等駐車場整備事業完成予想図を御覧ください。

図面の左側がベスト電器跡になり、市営バス、スクールバス等の駐車場になります。当初は旧店舗を改修し、バスの車庫として利用するように検討しておりましたが、旧店舗を車庫として使用するに当たり電気設備の撤去、床及び壁の改修等で非常に高額な工事費となることから、関係課や市長、副市長を含めて協議をした結果、更地にして利用することとしました。

また、市営バス管理事務所及びバス運転士の休憩所は備前片上駅舎内に整備することとし、駅舎の所管課である契約管財課が駅舎整備の補正予算を、また備前片上駅前のロータリー部分の設計費等を建設課が補正予算計上をしております。

3点目、市営バス頭島線の延伸及び頭島線の一部ダイヤ改正について、8月28日開催の公共交通会議で承認されましたので、御報告させていただきます。

お手元の資料2を御覧ください。

青色の線が既存路線の一部で、赤色の線がこれから延長する路線になります。湾戸地区は、最寄りのバス停から400メートル以上離れた公共交通でカバーできていない地域にあり、かねてから買物及び通院への移動手段として頭島線延伸の要望をいただいております。委託事業者の日生交通と委託料の増額変更なく運行が可能となったことから、このたびコンフォールひなせまで1.2キロを延伸することとし、川向会館、湾戸、コンフォールひなせの3か所にバス停を設置することといたしました。

また、観光事業等に対応するため、楯越山を迂回するルート1.6キロメートルを組み込み、五味の市、楯越山東の2か所にバス停を設置いたします。

次に、資料3の頭島線時刻表改正案を御覧ください。

上が改正前のダイヤで、下が改正後のダイヤになっており、改正部分は赤字で記載いたしております。

主な改正内容ですが、改正前のダイヤでは始発便は頭島の入鹿発、最終便は入鹿着となっておりますが、バス車両は本土側から回送車として出発しております。その回送車を実車にし、平日のコンフォールひなせ発入鹿行きの第1便と入鹿発コンフォールひなせ行きの平日第8便を新たに追加します。土日、祝日においては第7便を新たに追加いたしております。

また、休日は島民の買物や観光客の利用が見込まれることから、土日、祝日運行の第3便に10時台の便を新規に追加しております。そのほかの改正部分は、JRとの乗り継ぎや新規バス停間の調整でございます。現在、岡山県の許可を待っており、10月1日からの運行開始を予定しております。

また、第1回交通会議において備前市新庄地区を路線の一部としている瀬戸内市営バスの美和線について、令和2年11月からの予定で終点が邑久駅からゆめタウン邑久店まで延伸することに合意しておりますので、併せて御報告させていただきます。

○久保山環境課長 環境課から1点、日本ゴア周辺の地下水の水質調査結果の報告をさせていただきます。

国が今年の5月28日に定めた要監視項目として断定指針値が決められた物質PFOA、PFOSという物質が日本ゴア敷地の地下水から発見されました。この物質は、有機フッ素化合物のことで、撥水剤、フライパンなどのテフロン加工、泡の消火剤の添加物として使用されておりました。以前には、日本ゴアがかっぱやスキーウェアなどの撥水用途として使用されておりましたが、現在はこれらの有機フッ素化合物は使用しておりません。

県から送られてきた周辺井戸等から採水した分析結果を資料としてお配りしております。

分析結果の前に、今までの経緯を御説明いたします。

先ほど説明しましたが、令和2年5月28日にPFOS、PFOAの要監視項目に指定されまして、暫定の指針値が設定されました。1か月後の6月30日、この国の指針値を受けて日本ゴアが敷地内の地下水を自主的に調査しております。

7月27日に日本ゴアから県へ測定結果の報告、8月18日に井戸水、河川水の採水、9月8日に県が井戸所有者等に文書で分析結果を報告しております。本日、厚生文教委員会で報告させていただきます、近日中に地区長へ報告することとしております。

それでは、資料を御覧下さい。

表の下段、括弧書きのところでございますけれども、有機フッ素化合物の要監視項目として暫定指針値が50ナノグラムパーリットル、こちらは1リットルの水の中に10億分の50グラムという公共用水域及び地下水の要監視項目の暫定指針値として定めております。この指針値が設定されたことによりまして、日本ゴアが地下水を分析したところ、指針値以上の数値が検出され、これを受けて周辺地区の井戸水の採水を県が実施し、分析結果が出ているものでございます。

表中のPFOS、PFOAの合計値と要監視項目の暫定指針値の50ナノグラムパーリットルと比較して超過しているか否かということになります。井戸水、河川水を採水しておりますが、今回の分析で超過しているのは表右から3番目、合計値が180ナノグラムパーリットルとなります。この箇所は、生活用水井戸として散水等に使用しているということで、飲用はしておりません。調査地点は、日本ゴアから半径600メートルの範囲で、和気町と備前市を合わせると飲

用井戸5か所、生活用水井戸7か所、河川水2か所、水道水源2か所を実施しており、備前市吉永町分の結果をこの表に取りまとめております。

分析結果は、1か所生活用水井戸が指針値をオーバーしており、飲用井戸2か所、生活用水井戸2か所は超過していないものの、暫定指針値に近いということで今後もこの5か所については監視を続けていくこととなっております。

暫定指針値を超過しているということでございますけれども、この有機フッ素化合物については明確な基準値、指針値の設定は現段階で困難であるということで、各国、各機関を参考として暫定的な目標値として設定されたもので、水環境を経由しての健康や生態系に有害なおそれはあるものの、比較的大きくはない環境リスクとして設定されているものでありますので、今後も県の指示を受けながら監視をしていくこととしております。

裏面にはPFOS、PFOAの説明文を添付しておりますので、また確認していただければと思います。

○森保健課長 それでは、保健課から5件御報告いたします。

まず1件目、Bポイント事業についてでございますが、健康診断や各種健診を受診して自身の体調を知り、自分で健康づくりの目標を立てて実践することで、健康意識の高まりや運動習慣等の生活習慣を身につけることを目的として、7月1日から8月31日の期間で参加申込みを受け付けたところ、1,671名の方の申込みがありました。昨年度の申込者数741名と比較して930名増加いたしました。

自分で立てた取組を3か月間実施していただき、結果について12月28日までに報告していただきます。達成した方への参加賞について1人3,000円程度のものを考えており、現在1,000名分の300万円の予算をいただいております。目標達成される方が1,000名を超える場合には予算不足が生じ、補正予算対応することとなると思いますので、そのときはどうぞよろしくお願いいたします。

次に2件目、国民健康保険事業特定健診受診率についてですが、決算の審議のときにも見ていただいたものを再度お配りしております。国民健康保険事業特定健診実施率を御覧ください。

平成30年度の特定健診の実施率が出ましたので、御報告いたします。

平成30年度は39%となっており、平成29年度と比較して0.2%減となっております。令和元年度は、38%と見込んでおります。毎年医療機関へ受診促進のお願いやBポイント事業のポイントとして設定するなど今まで行ってきましたが、少しずつ減少している現状でございます。先般、整備されました備前市健康づくり推進条例を基に受診率向上に向け今後さらに啓発、それから協力依頼をしてまいりたいと思います。

次に3件目、野良猫不妊去勢手術費用助成に係るクラウドファンディングの経過について御報告させていただきます。

昨年に引き続き、動物愛護、野良猫対策として目標額を100万円とし、今年度は令和2年7

月20日から令和2年10月17日の期間で寄附を開始いたしました。9月15日、今日のお昼に見てみたんですけど、現在のところ73万2,700円の御寄附をいただいております。あと少しで達成できそうですので、お声がけ等についてぜひ御協力いただけたらと思います。

次に4件目です。7月の厚生文教委員会で御報告いたしました旧ヘルスパ日生の活用に向けて民間事業者から意見、提案を求めるサウンディング型市場調査について現在の状況を御報告させていただきます。

8月26日まで参加希望受け付けをいたしましたところ、7社の応募がありました。9月1日と9月3日に現地見学を希望されました5社に現地を御案内いたしました。今後の予定といたしましては、実際にサウンディング調査への参加を希望する事業者エントリーシートを提出していただき、対話式で調査を実施いたします。結果につきましては、9月下旬に公表予定としております。

最後に5件目、インフルエンザ予防接種の助成についてでございます。

一般質問の際に少し触れさせていただいておりますが、従前ですとこれからインフルエンザが流行する季節となります。新型コロナウイルス感染症と同様に発熱を伴う症状があることから、市民の不安解消、医療機関の混乱、逼迫を回避する目的で、インフルエンザ予防接種の助成の予算を補正予算計上させていただいております。小学6年生以下は岡山県が全額助成を行う見込みとなっており、市といたしましてはさらに中学生から18歳までを全額助成させていただくものです。65歳以上の方には既に市の助成制度があり、自己負担2,000円で接種できることとなっております。このたび19歳から64歳までの方もその制度に合わせ自己負担額2,000円で受けていただくことができるように予定しております。この件につきましては、和気町と同じ制度で考えております。

○中野子育て支援課長 子育て支援課から第三の居場所について御報告いたします。

日生町寒河地区の第三の居場所B&G備前についてでございますが、8月31日月曜日に事業の目的や内容等についての協定書調印式を実施いたしました。当日は、B&G財団の理事長、市長、副市長、教育長、市議会議長、厚生文教委員会委員長のほか地元寒河コミュニティーまちづくり協議会の会長にも御出席をいただいております。現在の利用状況としましては、9月から4名増え、9月11日時点で11名のお子さんが登録しており、それぞれのニーズに合わせて利用されています。今後も子供一人一人が健やかに育つ環境づくりの一旦となるよう活用していきたいと考えております。

○江見地域福祉連携課長 地域福祉連携課から2件報告をさせていただきます。

早速なんですけど、訂正をお願いいたします。

1点目、民生委員報酬についてというふうに表記がありますが、民生委員推薦会の委員報酬についてでございますので、訂正をよろしく願いいたします。

それでは、1点目の民生委員推薦会の委員報酬についてですが、これは報告とおわびでござい

ます。

内容といたしましては、昨年度この民生委員推薦会の委員報酬につきまして、本来なら昨年度の予算で支払うべきものでございましたが、会計年度内に支払いができず、今年度になって支払いを行ったものでございます。この委員会は、地区から民生委員の推薦が提出された場合に推薦された人が民生委員にふさわしいかどうかを審議する委員会でございます。関係団体の代表者等で構成をされるものでございます。予算といたしましては、毎年度一定額を要求しているというものでございます。

今回の経緯といたしましては、去る3月27日に令和元年度3回目となる民生委員推薦会を実施いたしました。実施後すぐに委員報酬の支払いを行っていただければよかったですのですが、人事異動等による民生委員担当の引継ぎの不行き届きでありますとか、支払いが行われていたかどうかの確認不足がございまして、委員4名の報酬が支払われていなかったものでございます。7月に入りまして、委員の一人から報酬の未払いを指摘されまして、てんまつ書等を作成の上今年度の予算から支出をするということになったものでございます。

金額につきましては、1人当たり6,500円で、4名で2万6,000円でございます。委員4名の方には支払いが遅れたことのお詫びを行いまして、7月中に全員への支払いを行っております。今回のことにつきましては、全く単純に人為的なミスが重なったものであると考えております。大変申し訳ありませんでした。今後、こういったことで御迷惑をかけることのないよう、支払いが必要なものに対しては複数の人数でチェックをできるように体制をもう既に取っております。

続きまして、グリーンスローモビリティを使った公共交通空白地有償運送について報告をいたします。

これは鶴海にありますNPO法人スマイル・つるみが公共交通空白地有償運送としまして今年の10月を目途に事業開始を目指されているものでございます。車両といたしまして市が購入した公道を走ることができる電動カート、グリーンスローモビリティを使用するという内容でございます。

この公共交通空白地の有償運送につきましては、自家用有償旅客運送と言われるものの一つで、実施するNPO法人等が都道府県や国の登録を直接受けて運営を行うというもので、今回も岡山県の登録を受けることで運営をNPOスマイル・つるみさんが行うというものでございます。

これにつきましては、去る8月28日の公共交通会議と同日に公共交通空白地有償運送運営協議会というものが開催されまして、今回のNPO法人スマイル・つるみの申請について協議を行ったものでございます。その後、9月8日付で県に登録をされたとお聞きをしております。

こういった有償運送は、自家用車での運用というものが一般的であるとは思いますが、今回運営主体はスマイル・つるみということで、市としましても低二酸化炭素型の交通の確立でありま

すとか、地域が抱える交通問題の解決を図るという考えがあることから、市が購入したグリーン
スローモビリティをスマイル・つるみに無償貸与し、スマイル・つるみが行う有償運送事業に
活用してもらうという形を取っていると御理解をください。

このグリーンスローモビリティを使った事業は、国土交通省をはじめまして全国的にも注目
をされていると聞いております。市としましても、この事業の運用ノウハウとかを蓄積すること
は有効だと考えております。

***** 所管事務調査 *****

○中西委員長 それでは、所管事務調査に入ります。

所管事務調査では、最初に備前市災害廃棄物処理計画について担当課より御説明を受けます。
その後、先ほどの報告事項について質疑を受けていきたいと思えます。

それでは、廃棄物処理計画についての説明をお願いいたします。

○久保山環境課長 環境課から備前市災害廃棄物処理基本計画について概略説明をさせていただ
きます。

まず、計画の1ページ、計画策定の背景及び目的でございます。

心配されました台風10号も備前市においては暴風雨による倒木等は若干ございましたけれど
も、大きな被害もなく一安心しているところであります。そのような中、近年地球温暖化等の影
響もあり、今までにない豪雨、暴風雨や地震などにより想定外の被害が全国各地で発生していま
す。このような災害では、いろいろな廃棄物が混ざり処理がしづらい廃棄物が大量に発生しま
す。これら災害廃棄物を処理するに当たっては、市民の健康への配慮や安全確保、衛生面や環境
面を踏まえた安全・安心で迅速な対応が必要であり、災害で発生した廃棄物の処理を適正かつ迅
速に処理することを目的として、備前市災害廃棄物処理基本計画を策定しております。

9ページになりますけれども、各主体の役割でございます。

災害廃棄物は、一般廃棄物に区分され、処理は備前市が主体となって行います。県の役割とし
ては、本市が被災した場合に災害廃棄物の処理に関わる技術的支援を行い、本市が行政機能を失
う規模の災害が発生し、県へ事務委託をした場合は、県が備前市に代わって処理することとな
ります。

また、事業者の役割としては関係機関、関係団体と支援協力体制を取ります。災害の規模によ
ってはボランティアによる協力要請もしていく必要があります。大きな災害等が発生した場合は
本市だけでなく、県、事業者、それからボランティアの方々に協力支援をしていただきながら迅
速、適正に処理していくことになります。

10ページを御覧ください。

災害が発生した場合は、災害廃棄物処理計画を基に必要な応じて災害廃棄物処理実行計画を策
定します。災害廃棄物の処理等の具体的な計画になりますが、この計画は発生した被害状況を踏
まえ、処理の方針や処理期間、災害廃棄物の収集運搬、処理、処分方法、再生利用先の確保、仮

設処理施設の必要性を検討する等災害廃棄物の具体的な処理をするための計画となります。この計画も災害発生から日々状況が変わってきますので、処理の進捗状況に応じ災害廃棄物の発生量と処理、処分先等の見直しなど都度改定をしていきます。

15ページになりますが、災害廃棄物の発生量、処理の進捗状況を把握するために情報収集、連絡が大切ということで、情報収集の優先順位を表4にまとめております。

1番に、被災状況ということでライフラインの被害状況、避難所における避難人員数、被災用のトイレ設置状況など、2番目には収集運搬体制に関する情報で道路の状況、パッカー車等の車両状況、3番として災害ごみの発生量を推計するための情報として家屋等の全半壊数、解体撤去を要する建物数、水害であれば床上、床下の浸水状況などの情報収集、そして随時県へ連絡しながら情報共有し、適切な対応が取れるようにしていきます。被災した家屋から出る災害ごみだけでなく、避難所開設に伴う避難生活ごみも大量に出てくるので、各避難所への収集体系も考えていく必要があります。

18ページは住民への啓発、広報であります。

災害廃棄物を適正かつ円滑、迅速に処理するには住民の理解と協力が必要です。(1)に災害時に広報する内容として上げておりますが、特に④番、災害廃棄物の分別方法、収集時間及び期間、⑥の住民が搬入できる集積所、仮置場の場所、搬入時間が重要と考えており、災害発生からいかに早くお知らせをし、災害廃棄物の分別のルールをきちんと守って搬入できるかによって後の災害廃棄物の処理期間に大きな影響が出てくると考えております。この分別ルール等の周知がうまくいかない、または住民の方々の協力が得られない等になると仮置場には分別のできていない廃棄物があふれ、結局は処理自体が遅くなってしまうと。災害発生時には住民の方々が混乱をしないように早め早めの対応を取っていきたいと考えています。

22ページには、災害ごみの再資源化ということで、種類ごとに処理方法や留意事項を上げております。例えば混合廃棄物は有害廃棄物、危険物を優先的に除去し、再資源化が可能な木くず、コンクリート殻、金属くずなどを抜き出して土砂を分離した後に破碎、選別を行うなど、可能な限り災害廃棄物の量を減らすように努力していきたいと考えております。

そのためにも、先ほど申しました最初の持込みごみ等の分別が重要であると思います。災害が発生したら誰もが大変だとは思いますが、災害ごみを減らすという意味でも焼却、埋立てだけの処理をするのではなく、再資源化も広く視野に入れながら処理、分別をすることが大事であると考えています。

続いて、27ページの仮置場で災害発生時の災害廃棄物の置場として確保をしなければならない場所で災害規模、被災場所、災害の種類等により仮置場を選定します。仮置場の分類としては図表の4になりますが、集積所は被災住民が災害廃棄物を直接搬入する場所で公民館駐車場とか広場などが考えられますが、この集積所にごみがたまってくるとパッカー車等で仮置場へ運搬する形となります。1次仮置場は手作業、重機による分別作業を行い基本的な分別、選別を完了さ

せる場所で、集積所または解体撤去現場から直接搬入されてくるものです。場合によって1次、2次の仮置場が一緒ということもございますけれども、2次の仮置場は1次の仮置場から搬入されてきた災害廃棄物を集積し、中間処理する破砕等する場所になります。

次のページには仮置場の配置例を示しております。それぞれ何を集積しているか分かりやすく看板などを設置し、現場にも誘導員を配置するなど車両の動線も複雑にならないような形で配置をしたいと考えております。

31ページには、仮置場の候補地選定例示について説明しております。

場所の選定は、面積、法的制約、周辺環境の影響、運搬効率や道路幅などを勘案しながら仮置場の確保をしていきます。場所、人員、機材など受入れ体制が整い次第住民へ周知、仮置場の管理運営を実施していきます。

次の32ページに仮置場搬入に関わる住民への周知があります。仮置場の受入れ体制が整い次第住民へ効果的な方法で周知します。ここで仮置場の場所、搬入できる時間帯等をお知らせします。仮置場でのごみを見ると便乗して災害に起因していない廃棄物の搬入が見られます。そういった廃棄物は受け入れられないことも周知徹底していきたいと思っております。

また、お年寄りや障害者の方など情報が行き届きにくい方にも配慮し、自治会、福祉担当部署、社会福祉協議会等の協力も検討していきます。仮置場の設置、管理運営する上で、安全管理にも十分注意しながら対策を講じていきたいと考えております。

表に示しておりますが、交通事故、作業員の安全、火災、悪臭、害虫駆除、不法投棄、盗難、土壌汚染、混合廃棄物の大量発生など注意しながら仮置場の管理運営を実施していきます。

繰り返しになりますが、34ページ下段に分別の徹底がございます。災害廃棄物の分別は非常に重要であり、この分別をどれだけ上手にしていくなにより処理期間の短縮、最終処分量の削減、処理費用の削減につながっていきます。仮置場へ持ってくる際には可能な限り廃棄物を混合しないように搬入していただくように周知することが大切です。

35ページに具体的な1次仮置場の分別配置例を図表8に示しております。

例ではありますが、まず1番に搬入者がどこへ何を置くか分かりやすいように各分別場所に分別品目ごとに看板を設置。そして、円滑に車両が通行できるように一方通行として動線を取ることで、出入口、場内での交通事故対策を取ります。数名の作業員を配置し、荷下ろしの補助、分別の指導や作業のお手伝いをしていきます。出入口には可能であれば鍵をかけ、不法投棄や盗難、時間外での無分別の搬入をさせないような体制にしていきたいと思っております。

分別の品目としては、災害や被災建物等の種類によって異なりますが、一般的な例として家電4品目、畳、布団類、コンクリート、金属くず、石膏ボード、スレート板、瓦、ガラス陶器くず、その他家の家電、可燃ごみ、木くずなどを分別していけたらと思っております。

次に36ページ、収集運搬です。

災害廃棄物を速やかに撤去するために必要になります分別と同じく重要な収集運搬体制です

が、パッカー車等の車両と運転手の人員確保となりますが、可能な場合は市のパッカー車、予備車両、トラック、委託業者で収集運搬を行います。災害の規模により車両が不足するときには近隣市や県に支援要請を行っていきます。

次に、40ページ下段になります。

災害廃棄物の中には適正処理が困難な廃棄物も出てきます。例えば消火器、高圧ガスボンベなどの危険物や農薬、薬品類等の有害廃棄物になりますが、これらの危険物、有害廃棄物等の処理困難物は他の災害廃棄物と分けて収集し、専門機関、専門業者等へ委託し、適正に処理します。

次に、危険物、有害廃棄物等の処理方法、留意点を表記しております。

以上、ざっくりと説明はさせていただいております。時間があるときに全体をお目通ししていただければと思います。特に重要な点を説明させていただきました。

岡山県は、特に災害の少ない町ではありますが、2018年7月に西日本一帯を襲った記録的な豪雨より河川、堤防が決壊するなど、岡山県内でも甚大な被害を受けております。災害はないにこしたことはないですが、近年の異常気象等でいつ何どき災害が発生するかもしれません。この備前市災害廃棄物処理計画が転ばぬ先の杖となり、事前に準備をしてどのような体制、運営をしていくか、迅速、適正な廃棄物の処理ができるように努めてまいりたいと思います。

以上、簡単でございますが、災害廃棄物処理基本計画の内容等の説明を終わります。

○中西委員長 どうもありがとうございました。

先ほどの報告事項を含めまして皆さん方の質疑をお願いしたいと思います。

○西上副委員長 それでは、報告事項にはないところなんですけども、東備港で発生した赤潮がどういうふう to 発生したのか、情報がありましたらお願いしたいと思います。

○久保山環境課長 どういうふう to 発生したかと言われると難しいんですけども、赤潮は植物性のプランクトンが異常に発生した場合に海の色が変わると。赤い色じゃなくて色がついてないようなやつもあるそうです。海に近い河川、流域等はその影響を受けて河川のほうにもそういった赤い色のプランクトンが流入するというようなことは考えられます。

赤潮が大量に発生するのは海が富栄養化、窒素、リンがぎょうさんあるときに多く発生するようになるって来ます。赤潮が発生したからといって直ちに動植物に何か影響があるかといったらそういうわけではないんですけども、特にたくさんの赤潮が発生した場合は、酸欠であるとかということで魚が死んだりというようなことも出てくるようです。ちなみに岡山県の農林水産総合センターがホームページに赤潮の発生状況というのを載せております。ホームページを見ていただくと備前市には何か所かあるんですけど、そこで何日に発生しとるとか、何港あるとかというのが分かります。検索はもう岡山県赤潮と打っていただければ発生状況というのは見れるようになっております。

○西上副委員長 窒素、リンが多くて酸欠になって魚が死ぬと、こういうふうなことですけども、私のところの鶴海の河川も魚が何ぼか浮いておりましたけれども、その魚の死骸というのは

ほっとしたら臭うなるんですけれども、回収というのはどちらがやるんですか。また、やらのんですか。

○久保山環境課長 できたら地元の方でいうのはお願いしたいんですけど、基本的には河川にしる、道路にしる、管理者がおりますので、管理者が実行していくような形になります。

○森本委員 市営バスの駐車場の整備事業なんですけど、先ほど変更に至った経緯は聞いたんですけど、時間的なものでいつ頃高額になるというのが分かって、結局変更を決定したのはいつぐらいなのか、教えてください。

○藤森市民協働課長 時期でございますが、7月の終わりでございました。金額の概算見積りを取るうちにかなり高額になるということで7月末に決定いたしました。

○森本委員 それまで委員長なりに、変更に関しての報告はもう済まされていたのでしょうか。

○藤森市民協働課長 報告はいたしておりません。

○森本委員 運行管理マニュアルを委員長に御無理を言って出していただいております。一般質問でもいろいろあったんですけども、一つ確認をしておきたいのは過去に私もいろいろ御相談を受けたときに、運転手は運行中に席は離れることができないので、乗客の高齢者の方の乗降に関して手伝いはできないんだということが過去にありました。ただ、このマニュアルを見たところ、結局運転手は運行中は全く席を離れることができないのか、高齢者の方の乗り降りを手伝うことができないのか、その点だけ確認させてください。

○藤森市民協働課長 運行中につきましては、もう安全な運行に努めるのが一番でございます。バスのエンジンをつけたままバスを離れるとか、乗客を乗せたままほかの乗降の方のお手伝いをするとかといったことは安全面からなかなか難しいかと思われま。

○森本委員 乗客の方が全く乗っていらっしやらなかつたらあれなんですけども、もし乗客の方が乗っていらっしやつたら一言お手伝いをどなたかお願いできますかというような声かけなんかは可能なんでしょうか。

○藤森市民協働課長 そういったことについては検討をさせていただきます。

○森本委員 この中で、安全な場所に止めてエンジンを停止してみたいなことも書かれているんですけど、運行中であつたとしても停車場所、停留所によっては安全に止めて運転手が席を離れるということも可能かと考えられるんですけど、その点はどうでしょうか。

○藤森市民協働課長 運行ダイヤとか、そういったこともございますので、それは状況次第ということが考えられます。

○森本委員 市営バスを利用される方は正直言って高齢者の方が多いので、バスを全部乗りやすいバスに変えるというのでしたらあれですけども、なかなか厳しい部分があると思います。そういうことを考えれば、高齢者の方に利用していただく中でこれは必ず起こり得る問題だと思うんですけども、ただ運転手の方が事情を説明して申し訳ないというような態度であれば納得される方もいらっしやるかと思うんですけど、過去にはもう乗ってくれるなという言葉が言われ

て、怒ってもう二度と乗られないという方が発生しております。前の担当課の方なので、今の課長は御存じないとは思いますが、そういう事例もあったので、正直言って運転手さんとのトラブルは担当課に報告しないまでも様々聞いてはいます。だから、しっかりと運転手さんにはお客さんに乗っていただく、また空のバスを走らせているのかと怒られることがないように運転手の方には、乗客の相手の方が横暴な態度を取られる分までとは言いませんけれども、困っておられる方を見たら何かの手だてをすとか、言葉遣いとか、少し気をつけていただきたいというのが本当のところの要望です。よろしく願いいたします。

○森本委員 今の森本委員のお話にもありましたし、先日橋本議員の一般質問にございました運転手のお客様への対応は申し訳ございませんでした。お手元の資料の4の運行管理マニュアルは運行の安全確保及び乗客の利便性等サービス向上のために必要な運転者のサービスに関するマニュアルでございます。また、一般質問で御指摘がありましたことから、資料5の乗客の心得10か条を作成いたしまして運転手全員に配り指導するとともに、管理事務所内の毎日健康チェックをする点呼場及び管理事務所内の壁に掲示をいたしました。いま一度運転員の接遇マナーを含め、サービス向上に努めてまいりたいと考えております。

○藪内委員 先ほどからの関連ですけど、挨拶をしてくださる運転手の方と全然無視の方、それと華美でそんな豪華なものじゃなくてもいいですから、服装がばらばらですね。例えば備前市の職員の方がポロシャツを着とられるように、そういう簡単なものでそろえるようなことは考えられないでしょうか。

○藤森市民協働課長 挨拶につきましては、市営バスの運転手、それから委託もしておりますので、いま一度委託事業者にも挨拶の励行ということを周知していきたいと思っております。

制服につきましては、検討をさせていただきます。

○青山委員 備前片上駅のターミナルのことなんですが、一般質問でもさせていただきましたけど、駅舎の利用と、それから駅周辺の清掃等整備ということなんですが、この備前片上駅については駅の清掃でありますとか、トイレトペーパーの補充でありますとか、そういったようなことはこの駅舎を使われるバスのほうでやるということによろしいでしょうか。

○藤森市民協働課長 今、駅舎の管理は契約管財課が施設管理公社と委託契約をしております。来年度以降につきましては、そのあたりの契約がどうなるかという話がまだ協議中でございますので、ここでは今すぐにお返事ができないという状況であります。

○青山委員 それも含めて周辺整備、それから駅の管理といいますか、そういったようなこともお考えいただけたらと思っております。

○藤森市民協働課長 それを含めて考えてまいります。

○森本委員 特定健診のことで関連なんですけど、レディース健診が集団健診であると思うんですけど、実施時期が今年度は令和3年1月から2月の末まででされるんですけど、これレディース健診の内容もあるんですけど、この寒い時期にどうしてもしなくてはいけないものなので、日

程の変更とかできないものなのでしょうか。

○森保健課長 レディース健診の実施時期につきましては、毎年この時期になってしまっていて委員さんと言われるようにもっと暖かい時期とか、いい時期にという御意見はよく耳にしております。集団健診でバスを持っている業者に委託をしているんですけども、なかなかいい時期はほかの市町村が日程を取っていて、今のところなかなか変えてもらえないというような現状があります。話の中ではうちもいい時期を希望してはいつているんですけども、なかなかその時期に変わらないというような状況になっております。

○森本委員 レディース健診ですから子宮頸がんの検診が入っているんですね。状況が状況なので、説明しなくても分かると思うんですけど、寒い時期に行うのは女性としてもいかなものかなと思いますので、空いてないからという御答弁だったんですけど、もう最大限努力してください。要望です。

○中西委員長 1点だけ私も委員としてお伺いしておきたいことがありますので、委員長を交代させていただきます。

〔委員長交代〕

○西上副委員長 それでは、これより委員長の職務を努めてさせていただきます。

○中西委員長 この備前片上駅周辺の市営バス等駐車場整備事業完成予想図というのがありますが、今回初めて私もこういうのを見させていただいて、以前からの話とは大分変わってきたなど。備前片上駅も含めてその都市整備のほうが含まていろいろされると。高低差があったり、トイレや従業員、運転手の方の休憩所等々あるわけですが、今回はバスの露天で止まっているという形ですけども、こういう形で一体的に使うということでのもう少し突っ込んだ詳細設計、基本設計でもいいですけども、それはいつ頃つくられて、このバスの駐車場の整備事業はいつ頃ぐらいに完了する予定なのでしょうか。

○藤森市民協働課長 旧ベスト電器のところにつきましては、今設計を発注しております。その中で、店舗を改修して使う予定が先ほど申しましたように7月末にもう解体の方向でいこうということになり、8月の中旬に解体でということを決めたわけでございます。それで、今設計をしております、9月の末ぐらいにそのベスト電器の解体部分についての設計は仕上がってくる予定でございます。駅舎のほうについては、まだ先になります。

○中西委員長 できればこの計画全体の工程表というんですか、建設の予定表みたいなものを一度出していただけたらと思います。これは市民協働課だけで決まるものではなくて、何か部を横断したようなもの、そういうものがつくられているのかどうかということと、それからそういった工程表みたいなものを一度委員会へ出していただけたらと思いますけど、いかがでしょうか。

○藤森市民協働課長 課を横断しているものについては、JRの周辺整備に係るものは備前市にマトリックス会議という会議がございまして、そこで副市長が委員長で、あと市民協働課、契約管財課、それから今回は建設課、都市住宅課などが入って会議を開催しております。備前片上駅

周辺についてはその会議の中でも今年度3回開催して議論をしたところです。

一体的な工程表につきましては、また提出させていただきます。

○中西委員長 ありがとうございます。

委員としての発言を終わります。

○西上副委員長 それでは、委員長の委員としての発言が終わりましたので、委員長の職務を交代させていただきます。

[委員長交代]

○中西委員長 それでは、委員長の職務を遂行します。

あとほかに質疑はございませんでしょうか。

先ほどの備前市災害廃棄物処理計画についても結構ですけども、よろしいでしょうか。

いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それじゃあ、ないようですので、以上で厚生文教委員会を閉会します。

皆さん、どうも御苦労さまでした。

午後3時05分 閉会